

山鹿市公共施設等総合管理計画



平成29年 3月策定

令和 6年 8月改訂

山鹿市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 対象施設	2
4 計画期間	2
第2章 山鹿市の状況	3
1 人口の動向と将来見通し	3
(1) 総人口	3
(2) 年齢別人口	4
2 財政状況	4
(1) 決算の状況と今後の見通し	4
(2) 普通建設事業と維持補修費	6
第3章 公共施設等の現状と課題	7
1 公共施設等の状況	7
(1) 施設の保有状況	8
(2) 人口1人当たりの施設数	9
(3) 利用状況と使用料	10
(4) インフラの整備状況	12
(5) 施設保有量の推移	14
(6) 有形固定資産減価償却率の推移	15
(7) 過去に行った対策の実績	16
(8) 現在要している維持管理経費等	17
2 維持・更新費用の推計	17
(1) 建築・整備からの経過年数	17
(2) 維持・更新費用の推計	20
第4章 基本的な方針	26
1 基本理念	26
2 基本的な考え方	26
(1) 社会環境と利用ニーズに適応した適正配置	26
(2) 適正配置に基づく維持・更新	26
(3) 国及び地方公共団体、民間施設を含めた効率的活用	26
(4) 長期的な存続、有効的な活用を目指した適正管理	27
(5) 安全・安心の追求とみんなにやさしい施設づくり	27
(6) 財政負担の軽減と平準化	27
(7) 廃止施設の適正処分	28

3 基本目標	28
第5章 施設類型ごとの方針	29
1 公共施設	29
(1) 庁舎、市民センター	29
(2) 社会福祉施設、高齢者福祉施設	29
(3) 児童福祉施設	30
(4) 保育園、幼稚園、認定こども園	30
(5) 農業用施設	31
(6) 物産館	31
(7) 保健医療施設	32
(8) 衛生・清掃施設	32
(9) 商工観光施設	33
(10) 公園	33
(11) 市営住宅	34
(12) 消防施設	34
(13) 小・中学校、学校給食センター	35
(14) 公民館、集会所、研修施設	36
(15) 社会教育施設、文化施設	36
(16) 社会体育施設	37
(17) その他の施設	37
(18) 普通財産	38
2 インフラ	38
(1) 道路	38
(2) 橋梁・トンネル・その他構造物等	38
(3) 河川等	39
(4) 水道	39
(5) 下水道	39
第6章 計画の推進に向けて	41
1 全庁的な取組体制の確立	41
2 計画の進行管理と見直し	41
3 説明責任と情報公開	41
※ 用語説明	42

【改訂履歴】平成30年 8月（一部改正）

令和 4年 4月（5年毎）

令和 6年 8月（一部改正（給食施設等））

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

我が国では、昭和39年（1964年）の東京オリンピックや昭和45年（1970年）の大阪万博に代表される高度経済成長期と時期を同じくして集中的にインフラが整備され、後を追うように全国の地方公共団体においても、学校、公営住宅等の公共施設、道路、下水道等のインフラ資産が整備されました。これらの多くは、近い将来耐用年数を迎えることとなり、国・地方を通じて厳しい財政状況にある中、その更新費用の確保は困難な状況にあります。

こうした状況下、山鹿市では、平成18年（2006年）度に「公共施設再編整備計画」、平成23年（2011年）度に「第2次公共施設再編整備計画」を策定し、公有財産の利活用形態の効率化、公共施設の再構築等に努めてきました。

一方、整備済みのインフラの高齢化が問題となる中で、国においては平成25年（2013年）度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国・地方が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされ、地方公共団体に対して、団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

これを受け、平成28年（2016年）度に「山鹿市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、平成30年（2018年）度に「PDCAサイクルの確立、ユニバーサルデザイン化の推進等を行う」旨の第1期の改訂を行い、公共施設の最適な配置を実現するため、全体の現状を把握した上で、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を目指し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進してきました。

さらに、本計画の目的を施設ごとに具現化し実践するための実行計画として、令和2年（2020年）度に「山鹿市公共施設個別施設計画」を始めとした個別の建物及びインフラ施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組むための計画を逐次策定しました。

この間、将来都市像を見据えたまちづくりの基本姿勢「第2次山鹿市総合計画」と、将来人口ビジョンの実現のための施策をまとめた「山鹿市総合戦略」を策定しました。また、その推進を図りながらも効率・効果的な行政運営を目指すため、「第3次行政改革大綱」と「第3次財政構造改革大綱」を策定しました。

その後、総務省から「策定済の個別施設計画等を踏まえ、総合管理計画の精緻化を図ること等」の要請を受け、第2期の改訂を行うものです。

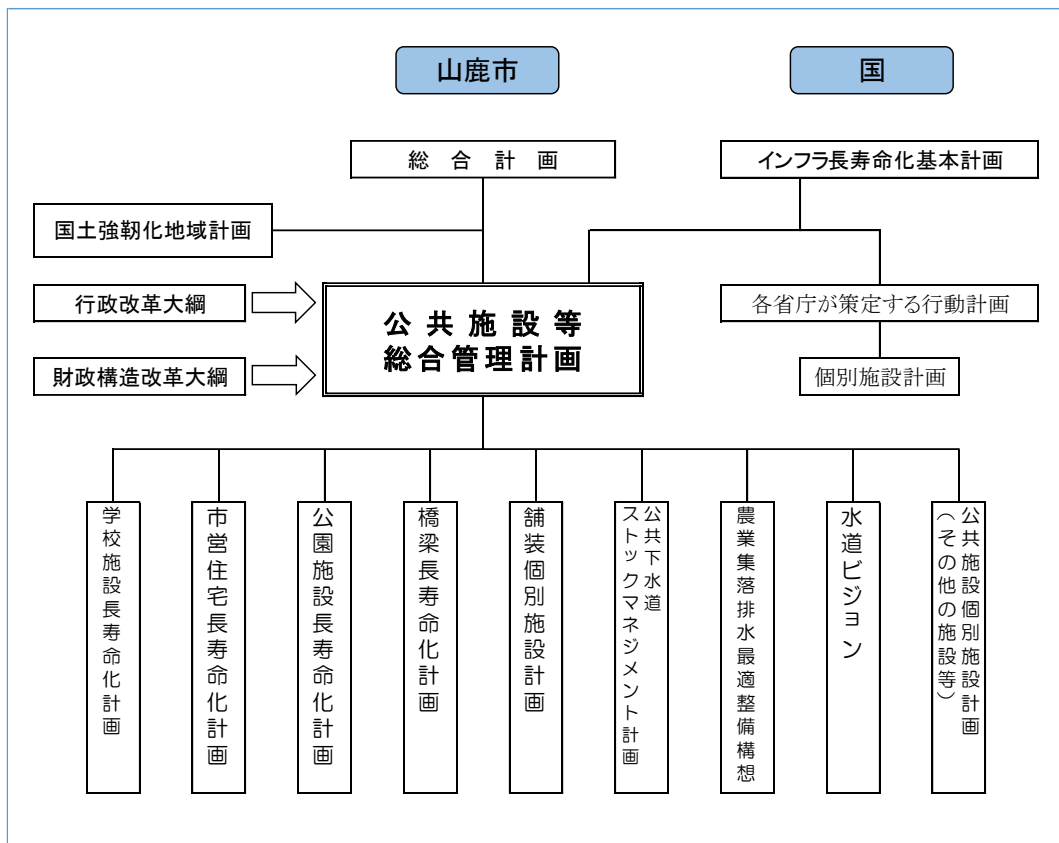
2 計画の位置付け

「山鹿市公共施設等総合管理計画」は、本市が保有する公共施設等について総合的な整備・管理に関する方針を示したものであり、「第2次山鹿市総合計画」の基幹施策「財政健全化の推進」への取組として、また、「第3次行政改革大綱」、「第3次財政構造改革大綱」の達成に向けた施策の一つとして策定するものです。

これらのことから、本計画は国が示す「インフラ長寿命化基本計画」の地方版行動計画に位置付けます。

なお、令和5年（2023年）度末時点の公共施設等の現況により記載しています。

【公共施設等に係る各種計画との関連体系】



3 対象施設

本計画の対象は、市が保有する施設に係る建物、及びインフラ資産である道路、橋梁等、上・下水道を併せた全ての施設とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、一般的に多くの建物、インフラが建設後30年以内に大規模改修または更新が見込まれるため、平成29年（2017年）から令和28年（2046年）までの30年間とします。

第2章 山鹿市の状況

1 人口の動向と将来見通し

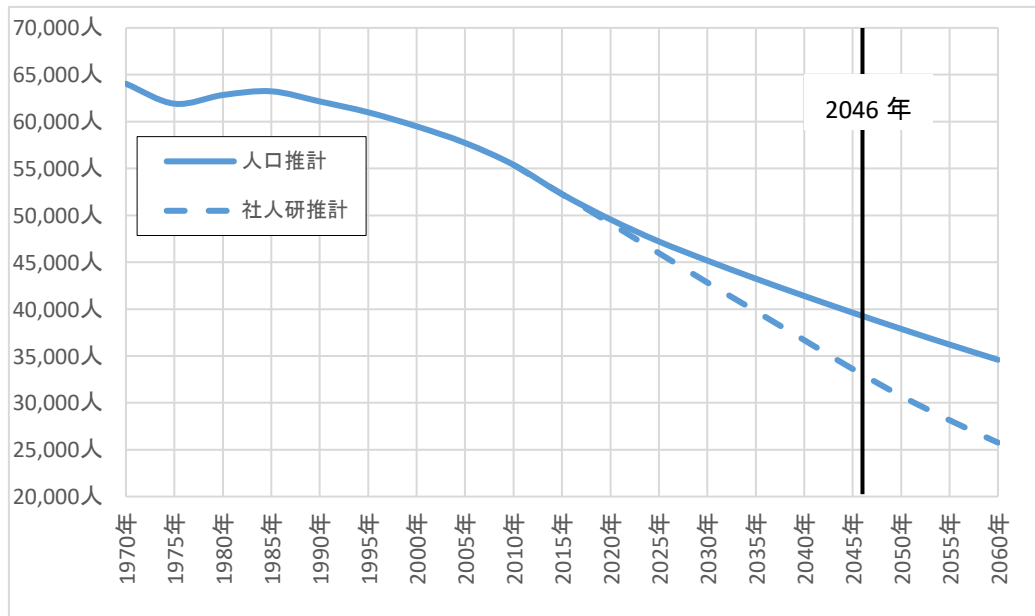
(1) 総人口

本市の人口は、戦後のベビーブームにより急増したものの、その後の高度経済成長期の大都市圏への人口流出、第2次ベビーブーム後の1990年代からは少子化により減少し続け、合併時の平成17年（2005年）には6万人を割り込む状況となりました。現在では、50,986人（令和2年（2020年）10月1日現在住民基本台帳人口）となっています。なお、現在保有する公共施設が盛んに整備された1980年代は、63,000人前後の人口規模でした。

平成27年（2015年）度に策定し、令和元年（2019年）度に改訂をした「山鹿市長期人口ビジョン」における国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計によると、今後も総人口は減少の一途を辿り、令和27年（2045年）には33,609人、令和42年（2060年）には26,000人を割り込むと予想されています。この急激な人口減少への対策をまとめた「山鹿市総合戦略」が目指す将来目標においても、令和42年（2060年）には35,000人という状況です。

本計画は、この総合戦略に掲げられた将来展望による人口推計を基に策定するものとし、計画期間である30年後（令和28年（2046年））の総人口を40,000人と仮定します。

【山鹿市の将来人口の推計】



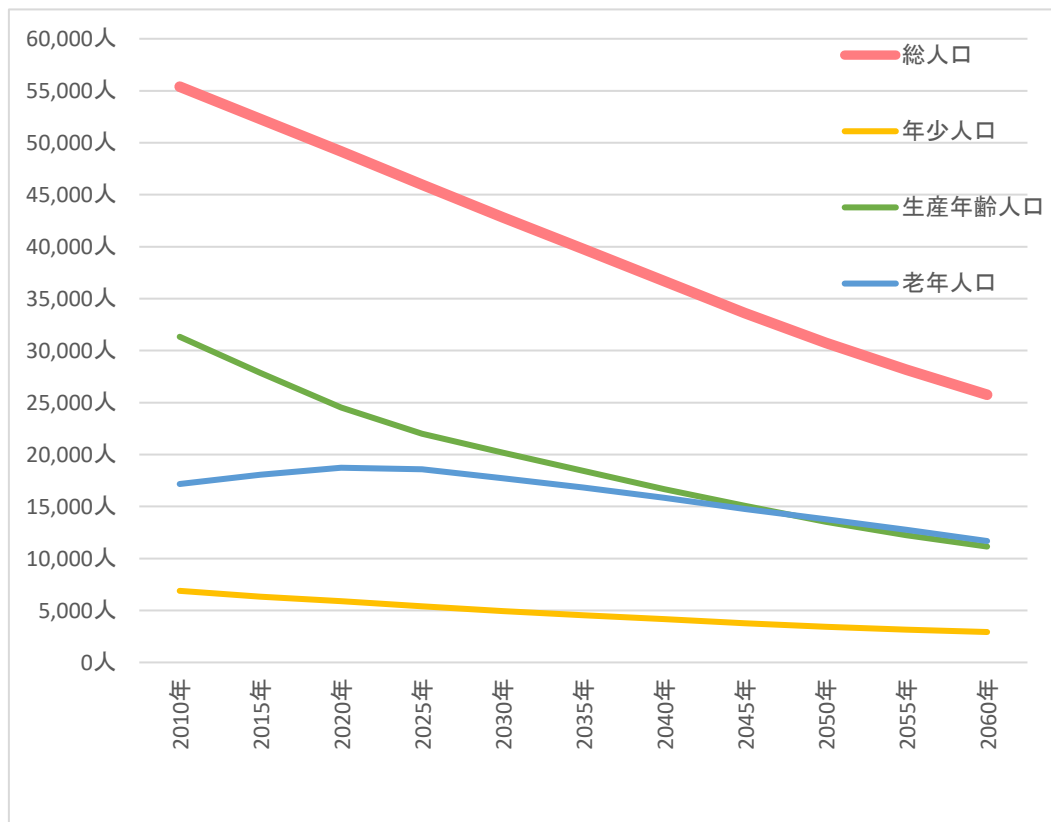
出典：山鹿市長期人口ビジョン

(2) 年齢別人口

社人研による人口推計により人口の推移を年齢別にみると、15歳未満の年少人口は昭和25年（1950年）頃から減少し続け、令和2年（2020年）10月1日現在は、総人口の12.0%を占める程となっています。一方、65歳以上の老年人口は総人口が減少する中でも増加を続け、同日現在では38.1%を超える高齢化率となっており、少子高齢化の実態が顕著に表れています。また、生産年齢人口については、流出人口の増加により昭和30年（1955年）頃から減少傾向が続き、近年では少子化の影響も相まって、加速度的に減少しています。

社人研の推計によると、今後は全ての世代において減少していくものと見込まれています。

【山鹿市の年齢別人口の推計】



出典：社人研による人口推計

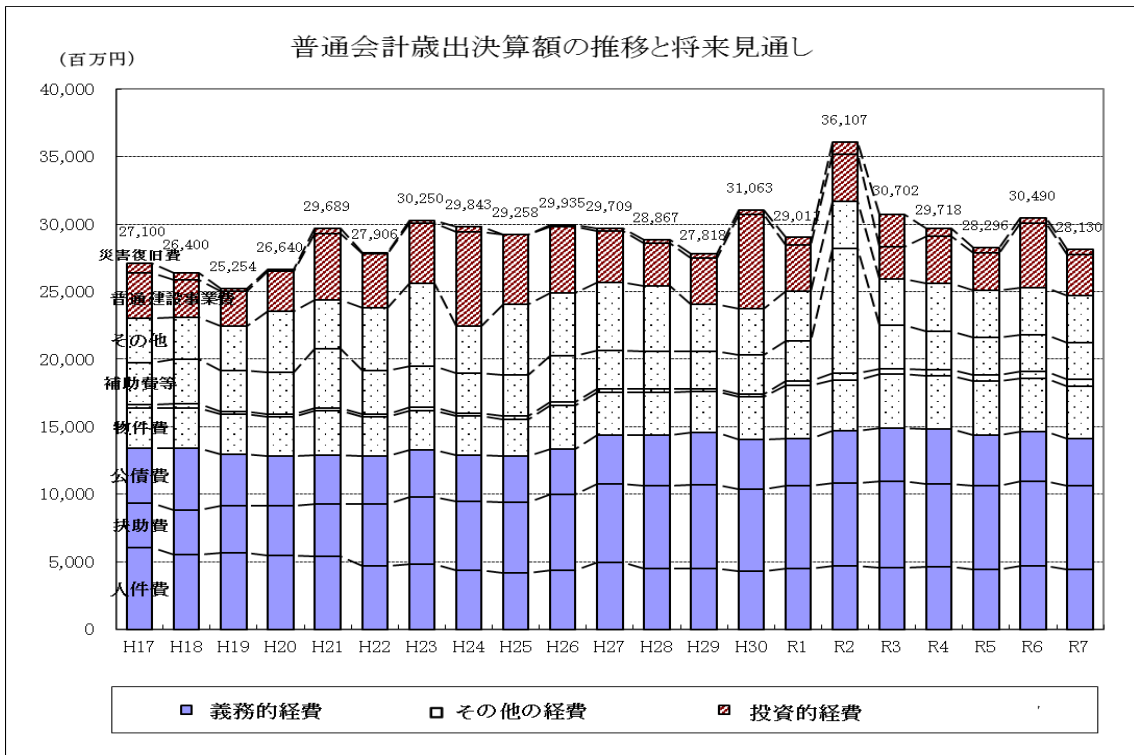
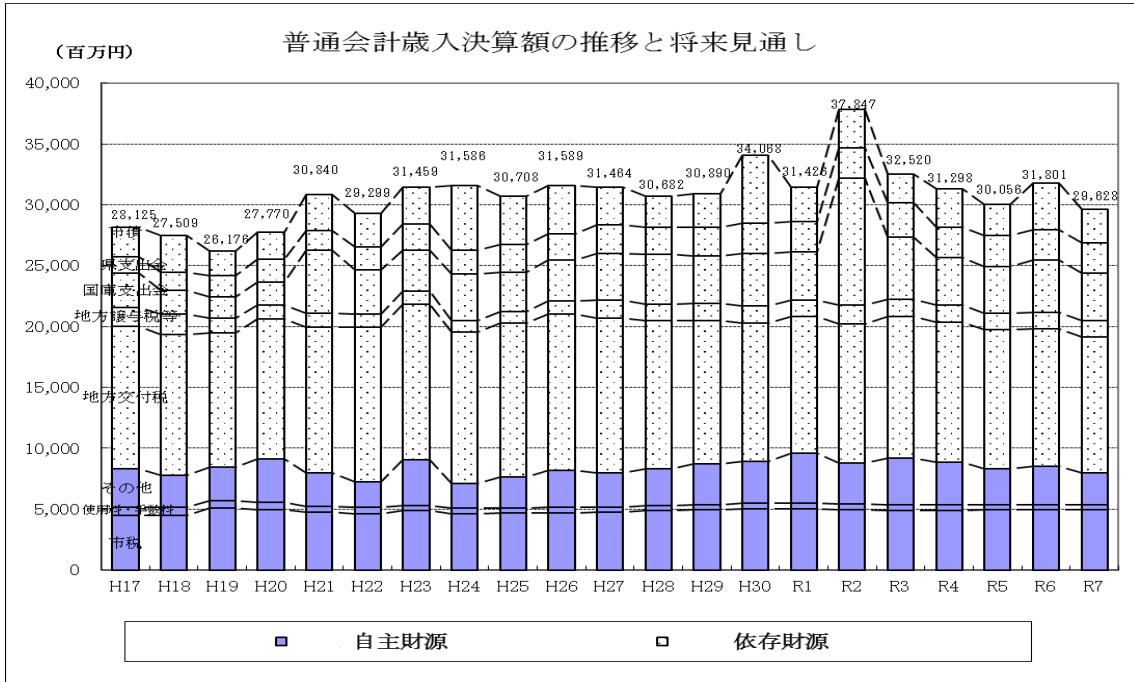
2 財政状況

(1) 決算の状況と今後の見通し

本市財政は、合併直後から取り組んできた財政構造改革大綱等の成果として、財政健全化法に定められた実質公債費比率、将来負担比率をはじめとする主な財政指標は概ね適正值の範囲内にあるものの、財政基盤の強さを示す財政力指数は、0.34程度（行政運営に必要な経費のうち3割しか賄えていない状況）で推移するなど、全国の類似団体平均、県内の市平均を大きく下回る水準にあり、自主

財源の乏しさ、財政基盤の脆弱さは改善されていない状況です。

こうした中、本市の財政運営は、歳入面において、人口減少に伴う市税や地方交付税の減少など、一般財源の大幅な減少が見込まれています。一方で、歳出面においては、高齢化の進行等による社会保障費の増加、地方債の償還に係る公債費の増加など、義務的経費の増嵩が見込まれており、人口減少が進む中、これまでと同様の規模で公共施設を維持、保全していくことは非常に困難であることが予想されます。

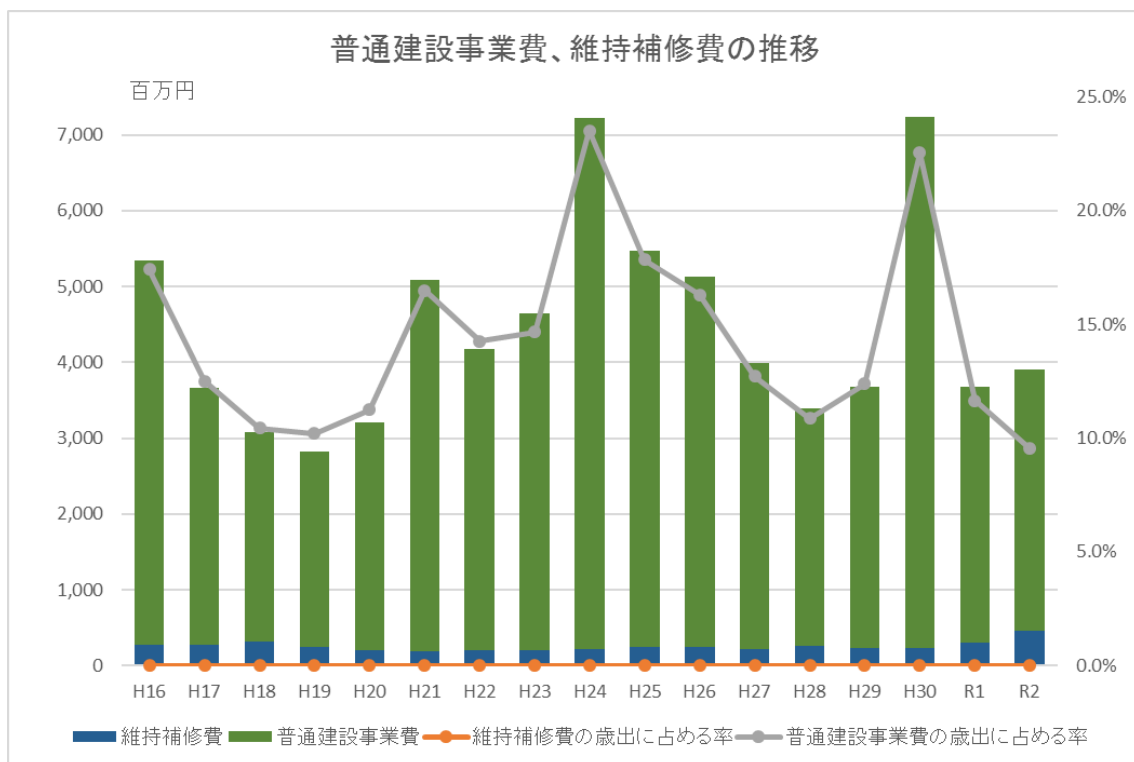


(2) 普通建設事業と維持補修費

合併後の普通建設事業費については、「新市建設計画」や「社会資本整備計画」に基づく主要プロジェクトに取り組み、16年間（平成17年（2005年）度から令和2年（2020年）度まで）で総額663億46百万円（年度平均41億47百万円）となっています。

今後、カルチャースポーツセンター長寿命化事業、消防庁舎施設整備事業などの主要事業を着実に実施していきながらも、令和元（2019年）年度に策定した「第3次社会資本整備計画」における事業費総額125億円以内を堅持する必要があります。

維持補修費については、同じく16年間で総額40億35百万円（年度平均2億52百万円）となっています。合併後からこれまでは、主要プロジェクト等への取組を優先した結果、予防型の維持・保全はもとより、緊急性の低い補修等の抑制を図ってきました。このため、今後は、過去に整備した施設の経年劣化、それに伴う維持・保全等が集中することが見込まれることに加え、長寿命化や予防保全に取り組む必要があり、維持補修費は増加する見込みです。



第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の状況

(1) 施設の保有状況

公共施設については、建設当時の時代背景や住民ニーズに応える形で、合併前からそれぞれの市町で整備を行ってきたことにより、合併後は類似施設が一度に増加しました。このため、当初計画のもと適正配置を目指して取り組んできており、結果、現在の保有状況は次のとおりです。

類似団体と比較すると、公営住宅、体育館、隣保館を多く保有している状況です。このため、老朽化の状況や活用状況、管理費や使用料収入など総合的に勘案し、存廃を検討していく必要があります。



【主な公共施設の状況（公共施設状況調査から）】

項 目	類似団 体平均	山鹿市						
		山鹿地域	鹿北地域	菊鹿地域	鹿本地域	鹿央地域		
R3.1.1人口 ※類似団体はR2.1.1	68,279	50,800	29,397	3,604	5,701	7,923	4,175	
都市公園	施設数 箇所	40.6	14	14				
	面積 m ²	652,400	431,879	431,879				
その他の公園	施設数 箇所	46.0	54	32	8	5	6	3
	面積 m ²	484,942	348,425	89,378	94,213	42,736	91,191	30,907
公営住宅等	戸数 戸	793.3	1,432	742	43	104	416	127
公立保育所 (認定こども園含む)	施設数 箇所	10.8	4	2			2	
	延面積 m ²	10,445	3,327	1,543			1,784	
本庁舎	延面積 m ²	9,690	9,740	9,740				
	職員数 人	346.6	296	296				
支所・出張所	施設数 箇所	5.4	4		1	1	1	1
	延面積 m ²	7,083	12,089		2,410	2,988	3,870	2,821
	職員数 人	85.0	40		9	10	12	9
児童館	施設数 箇所	4.5	4	3			1	
	延面積 m ²	1,814	1,062	870			192	
隣保館	施設数 箇所	2.5	3	1			1	1
	延面積 m ²	1,228	1,609	664			528	417
公会堂・市民会館	施設数 箇所	2.5	2	2				
	延面積 m ²	7,762	3,514	3,514				
公民館	施設数 箇所	14.6	12	8	1	1	1	1
	延面積 m ²	10,666	5,430	2,508	560	708	1,346	308
図書館	施設数 箇所	2.9	2	1			1	
	延面積 m ²	3,111	1,100	530			570	
博物館	施設数 箇所	2.0	1	1				
	延面積 m ²	6,806	699	699				
体育館	施設数 箇所	7.3	14	2	3	6	1	2
	延面積 m ²	13,481	26,557	8,900	3,508	6,730	3,549	3,871
陸上競技場	施設数 箇所	1.6	1	1				
	延面積 m ²	37,079	23,605	23,605				
野球場	施設数 箇所	4.2	1	1				
	延面積 m ²	67,851	20,765	20,765				
プール	施設数 箇所	2.8	1	1				
	水面面積 m ²	1,574	1,290	1,290				
病院	施設数 箇所	1.6	1	1				
	病床数 床	286	201	201				
保健センター	施設数 箇所	2.6	1	1				
	延面積 m ²	3,349	2,332	2,332				

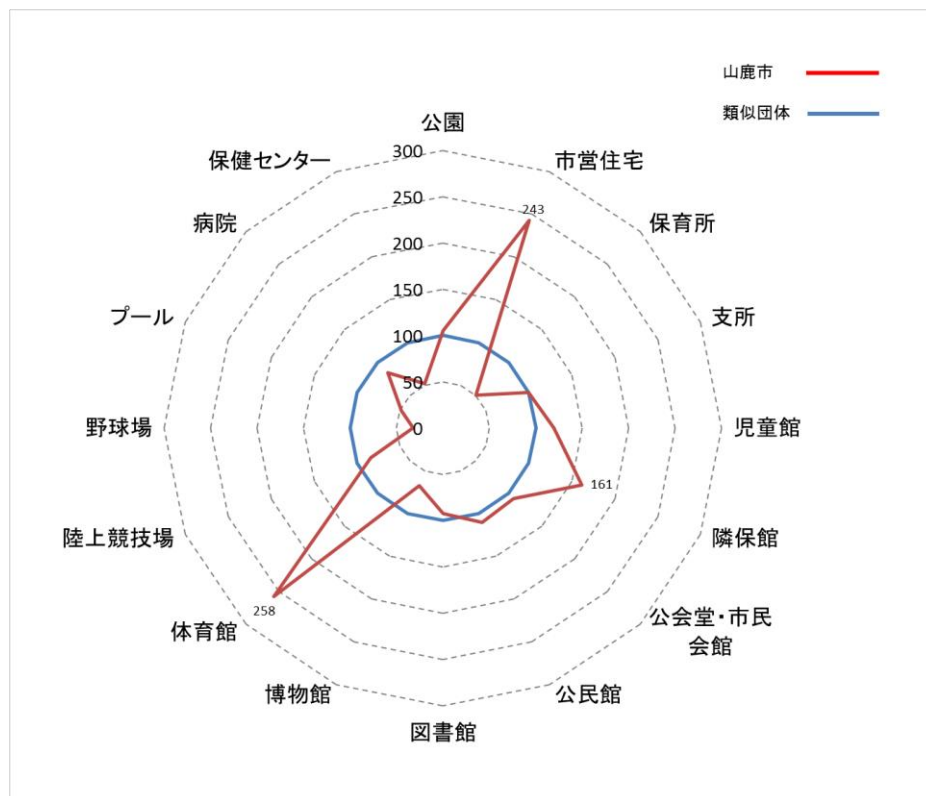
※山鹿市の数値は令和2年度調査、類似団体の数値は令和元年度調査から

(2) 人口1人当たりの施設数

各自治体の公共施設は、人口規模や財政状況、あるいは地理的特性や歴史的背景によって保有数、規模にかなりの差があり、単純に比較することができませんが、ひとつの目安として、人口1人当たりの施設数を類似団体と比較しました。

下のグラフは、類似団体の平均を100（青の図形）とした場合、山鹿市の状況が何パーセントに当たるかを示したものです。比較した結果、青の図形を大きく上回る施設があり、面積が大きいびつな図形となっています。

【人口1人当たりの施設数（類似団体比較）】



※山鹿市の数値は、令和2年度公共施設状況調査から
類似団体の数値は、令和元年度公共施設状況調査から

(3) 利用状況と使用料

社会経済活動や市民生活意識の変化に伴い、公共施設が果たす役割、求められる需要は大きく変化してきています。建設当時の時代背景などから不可欠であった施設の中には、利用者の減少や民間施設の台頭により現在ではその存続意義が薄れてきているものも存在しています。

急激な少子高齢化、人口減少時代にあつて、前述のような利用実態や管理運営形態を鑑みると、現有する施設の全てを維持・更新していくことは到底不可能であり、これからの市民サービスのあり方を検証・見極めながら、施設の方向性を検討し、必要性が見込まれないものは英断を持って、譲渡、廃止等を行っていかねばなりません。

また、利用者減少の影響は使用料収入にも如実に現れ、施設を存続させていくための修繕費や光熱水費などの管理費を賄うことが難しくなっています。施設の目的や種別によって、サービスを受ける受益者に求める負担は異なってくるのですが、維持管理費の一定割合を受益者負担で賄える公平かつ適正な料金設定により運営していく必要があります。



【主な公共施設の利用状況と使用料】

種別	施設名	平成27年(2015年)度				令和2年(2020年)度			
		管理費A (千円)	使用料等B (千円)	(B/A) ×100%	利用者数等	管理費A (千円)	使用料等B (千円)	(B/A) ×100%	利用者数等
社会福祉施設	隣保館	14,368	175	1.2	13,372	15,030	79	0.5	4,822
高齢者福祉施設	老人福祉センター	53,356	4,893	9.2	29,117	52,497	4,198	8.0	7,190
衛生・清掃施設	薄尾斎場	31,554	15,096	47.8	736	34,828	19,098	54.8	876
	山鹿市環境センター					257,144	73,901	28.7	12,516台
農業用施設	鹿北・菊鹿有機液肥施設	31,325	2,106	6.7	5,698トン	17,738	219	1.2	956トン
	バイオマスセンター	71,239	14,460	20.3	11,768トン	55,761	6,035	10.8	12,682トン
	鹿央農産物加工施設	1,267	325	25.7	—	1,193	328	27.5	—
物産館	小栗郷	20,396	13,211	64.8	400,363	13,943	4,577	32.8	243,133
	特産工芸村・鞠智城跡物産館	25,482	4,692	18.4	139,326	11,983	3,946	32.9	108,384
	水辺プラザかもと	99,595	87,932	88.3	762,037	26,374	46,565	176.6	249,755
	鹿央生産物直売所	14,479	0	0.0	42,992	16,265	0	0.0	43,586
商工観光施設	灯籠民芸館	11,276	1,032	9.2	30,035	8,584	2,054	23.9	8,838
	さくら湯	54,901	47,590	86.7	168,849	42,742	32,148	75.2	122,168
	岳間溪谷キャンプ場	8,897	5,921	66.6	2,921	7,433	5,168	69.5	2,215
	矢谷溪谷キャンプ場	23,085	18,614	80.6	14,355	14,642	13,184	90.0	19,513
市営住宅	公営住宅	79,535	208,676	262.4	1,472戸	177,001	224,457	126.8	1451戸
公民館、集会所、研修施設	公民館、教育集会所	40,668	400	1.0	81,531	39,923	747	1.9	43,719
	広見・岳間・維持研修センター、中の川活性化センター	4,396	332	7.6	8,434	2,967	89	3.0	2,873
	下分田センター	123	0	0.0	2,579	219	50	22.8	634
	鹿本ふれあいセンター	6,404	376	5.9	7,879	4,947	406	8.2	3,189
	旧来民郵便局	1,148	73	6.4	1,400	1,067	24	2.2	1,393
文化施設	市民交流センター	26,487	6,700	25.3	21,304	28,051	3,301	11.8	17,050
	博物館	7,405	644	8.7	4,962	8,927	562	6.3	3,431
	清浦記念館	3,350	144	4.3	939	2,784	51	1.8	209
	八千代座	43,442	26,078	60.0	85,534	28,012	13,454	48.0	25,380
社会体育施設	カルチャースポーツセンター	59,289	10,809	18.2	167,096	67,621	9,074	13.4	63,858
	山鹿市民武道館、鹿北・鹿本柔剣道場	1,058	62	5.9	5,832	—	—	—	—
	サイクリングターミナル	18,543	5,630	30.4	8,973	—	—	—	—
	社会体育関係施設	64,852	7,607	11.7	257,424	90,059	4,293	4.8	147,049

注) ・指定管理制度で運営している施設については、指定管理料と決算時における利用料金の合計を管理費Aとする。

・「管理費A」は、施設運営に係る光熱水費、補修費、委託費等で、建設費や公債費は含まない。

・山鹿市環境センターは、令和元年(2019年)度に事業開始している。

・山鹿市民武道館及び鹿本柔剣道場は、令和2年(2020年)度から学校関係施設に用途変更している。これに伴い、鹿北柔剣道場は下段社会体育施設に算入している。

・サイクリングターミナルは、令和2年(2020年)度現在、使用停止している。

(4) インフラの整備状況

国民生活や社会経済活動を支える道路、鉄道、港湾、治山治水、上下水道といったインフラは、高度成長期を境に全国で盛んに整備され、現在では耐用年数を超えるものも存在してきています。本市においても、交通形態の変化への対応や生活環境の改善を目的に、市民の安全・安心な暮らしと保全を求め、道路・橋梁をはじめ河川、上水道、下水道の整備を積極的に行ってきました。その結果、ほとんどのインフラが計画された整備を終え、生活環境水準の向上に寄与してきましたが、次第に老朽化も進み、更新の必要性が高まってきました。今後は、新たな整備・拡張の時代から、それらの維持・更新、長寿命化対策にシフトしていかなければならない時期に来ています。

インフラは、その不具合が市民生活の混乱に直結するものであり、常に機能が十分に果たせる良好な状態を保っていなければならないものです。これからのまちづくり、人口の推移、技術革新、そして財政状況等を総合的に勘案し、計画的な維持管理に努めていかなければなりません。



【インフラの整備状況】

分類	区分	施設数等
道路	市道	路線数 1,768路線 実延長 1,004km (内、未舗装 39km) 橋梁数 611橋 トンネル数 2本 (延長134m) 道路附属物 側道橋3橋
農道	農道	路線数 138路線 (一定要件農道のみ) 実延長 62,826m 橋梁数 7橋 トンネル数 2本 (延長1,558m)
林道	林道	路線数 11路線 (一定要件林道のみ) 実延長 85,784m 橋梁数 13橋 (4m以上) トンネル数 1本 (延長230m)
河川	準用河川	本数 179本 延長 192,492m
上水道 <small>※令和2年(2020年)度から簡易水道を統合</small>	管路	管路延長 約300,677m
	施設	浄水施設 15箇所 配水施設 16箇所 (17池)
公共下水道	処理区	処理区数 2箇所
	管渠	管渠延長 約195,142m
	施設	処理場 1箇所 汚水中継ポンプ場 1箇所 (マンホールポンプ62箇所) 雨水ポンプ場 3施設
農業集落排水施設	処理区	処理区数 21処理区 (小規模集合排水2処理区含む)
	管渠	管渠延長 269,048m
	施設	処理場 20箇所 (小規模集合排水処理施設2箇所含む)
病院	市民医療センター	総病床数 201床 建物延面積 16,197.60㎡ 病棟 免震構造 5階 外来棟 耐震構造 平屋 管理棟 耐震構造 3階

(5) 施設保有量の推移

平成27年(2015年)度末から令和5年(2023年)度末までの施設保有量(延床面積(m²))とします。インフラは除きます。)は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設保有量(インフラ除く)	342,920.00	337,728.74	337,141.91	342,356.77	342,627.79	337,310.82

※令和5年度末: 325,483.40 m²

主な増減の要因(新築・解体・譲渡)は次のとおりです。

新築建物

No.	地域	施設用途分類	施設類型	建物名	延床面積	建築年度
1	菊鹿	学校教育系施設	学校	菊鹿小学校(校舎II期)	104.76	平成28年度
2	山鹿	学校教育系施設	学校	みのだけ小学校(便所)	32.30	平成28年度
3	菊鹿	学校教育系施設	学校給食センター	菊鹿給食センター	358.00	平成28年度
4	鹿北	スポーツ・レクリエーション系施設	社会体育施設	岩野運動場(便所)	14.92	平成28年度
5	山鹿	公園	公園	蒲生の池運動公園(便所)	12.50	平成29年度
6	菊鹿	産業系施設	商工観光施設	6次産業化・観光連携推進施設	284.31	平成29年度
7	山鹿	供給処理施設	衛生・清掃施設	山鹿市環境センター	6,066.09	平成30年度
8	鹿央	学校教育系施設	学校	米野岳中学校(便所)	47.00	平成30年度
9	鹿本	学校教育系施設	学校	鹿本小学校(体育倉庫)	36.43	平成30年度
10	山鹿	公園	公園	不動岩展望所(便所)	6.75	平成30年度
11	山鹿	公園	公園	檜の迫公園(便所)	4.00	平成30年度
12	山鹿	その他	その他の施設	豊前街道屋外トイレ	39.30	平成30年度
13	鹿本	子育て支援施設	保育園・幼稚園	鹿本こども園(調理室)	98.00	平成30年度
14	山鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	川辺地域コミュニティセンター(本体施設)	408.89	平成30年度
15	鹿本	学校教育系施設	学校	鹿本小学校(教室棟等)	5,036.06	令和元年度
16	鹿北	行政系施設	消防施設	鹿北分署	482.11	令和3年度
17	鹿本	行政系施設	消防施設	東分署	458.40	令和5年度
				合計	13,489.82	

解体建物

No.	地域	施設用途分類	施設分類	建物名	延床面積	解体年度
1	山鹿	公営住宅	公営住宅	臼塚団地	△64.46	平成28年度
2	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地	△78.40	平成28年度
3	山鹿	公営住宅	公営住宅	鍋田団地	△132.44	平成28年度
4	山鹿	スポーツ・レクリエーション系施設	社会体育施設	市民スポーツセンター	△108.95	平成28年度
5	山鹿	その他	普通財産	旧川辺幼稚園	△319.00	平成28年度
6	山鹿	その他	普通財産	旧川辺小学校	△1,465.00	平成28年度
7	山鹿	公園	公園	蒲生の池運動公園(便所)	△20.46	平成29年度
8	鹿本	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	中野交流施設	△189.08	平成29年度
9	鹿本	学校教育系施設	学校	来民小学校	△3,692.98	平成30年度
10	山鹿	公営住宅	公営住宅	臼塚団地	△32.23	平成30年度
11	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地	△33.60	平成30年度
12	鹿本	子育て支援施設	保育園、幼稚園	鹿本幼稚園(倉庫)	△37.55	平成30年度
13	山鹿	公園	公園	山鹿大堰河川公園	△10.80	令和元年度
14	鹿北	その他	普通財産	旧岩野小学校	△2,724.94	令和元年度
15	菊鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	山村都市交流施設木馬館	△360.00	令和元年度
16	山鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	川辺地区公民館	△353.29	令和元年度
17	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地	△39.20	令和2年度
18	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地	△39.20	令和3年度
19	鹿北	行政系施設	消防施設	鹿北分署	△224.40	令和3年度
20	菊鹿	その他	普通財産	旧城北小学校	△3,005.00	令和4年度
21	鹿本	公営住宅	公営住宅	原部団地	△166.41	令和4年度
22	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地	△67.20	令和4年度
23	山鹿	公営住宅	公営住宅	浦田団地2棟	△78.40	令和5年度
24	鹿本	行政系施設	消防施設	東分署	△300.30	令和5年度
25	山鹿	児童福祉施設	児童福祉施設	旧鹿本教育会館	△458.67	令和5年度
				合計	△14,001.96	

譲渡建物

No.	地域	施設用途分類	施設分類	建物名	延床面積	譲渡年度
1	山鹿	産業系施設	農業用施設	バラ栽培施設	△2,088.75	平成28年度
2	菊鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	黒鷲地区コミュニティセンター	△174.88	平成28年度
3	鹿本	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	輪田地域交流センター木望館	△205.68	平成28年度
4	鹿本	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	鹿本多目的交流施設	△139.98	平成28年度
5	鹿北	その他	普通財産	山鹿市幸の国有機センター	△1,949.52	平成30年度
6	山鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	蒲生コミュニティセンター	△164.79	平成30年度
7	山鹿	行政系施設	消防施設	石消防団詰所	△65.67	平成31年度
8	鹿北	公営住宅	公営住宅	幸ヶ丘第2団地	△752.58	令和元年度
9	鹿北	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	幸ヶ丘研修センター	△144.00	令和元年度
10	山鹿	市民文化系施設	公民館、集会所、研修施設	石6区公民館	△162.43	令和元年度
11	鹿本	その他	普通財産	旧輪田小学校	△3,274.38	令和2年度
12	鹿央	その他	普通財産	旧米野岳小学校	△2,226.00	令和2年度
13	鹿央	その他	普通財産	旧米野岳小学校(体育館)	△387.00	令和2年度
14	山鹿	その他	普通財産	灯籠保管倉庫	△1,060.00	令和3年度
15	鹿央	その他	普通財産	旧山内小学校	△3,998.13	令和4年度
16	鹿央	その他	普通財産	旧千田小学校	△2,998.39	令和5年度
17	鹿本	保健福祉施設	社会福祉施設、高齢者福祉施設	親和荘	△371.83	令和5年度
				合計	△20,164.01	

(6) 有形固定資産減価償却率の推移

平成28年(2016年)度から令和2(2020)年度までの有形固定資産減価償却率は次のとおりです。

有形固定資産減価償却率とは、減価償却累計額を取得金額で除した割合であり、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるかを把握するための指標です。

100%に近いほど、老朽化が進んでいる状態を示しています。

施設区分		有形固定資産減価償却率の推移(%)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体(病院、公共下水道、農業集落排水、上水道及び旧簡易水道を除く。)		33.0	34.7	35.5	37.3	38.5
建物	庁舎	24.1	26.6	29.0	31.4	33.4
	福祉施設	59.2	60.4	63.0	64.2	66.2
	児童館	95.9	96.7	97.3	97.9	98.5
	認定こども園・幼稚園・保育所	62.4	66.0	64.7	68.1	70.3
	保健センター・保健所	45.9	47.9	49.9	51.5	53.5
	病院	32.8	36.0	39.2	42.3	45.5
	一般廃棄物処理施設	0.0	0.0	0.0	3.3	6.6
	公営住宅	88.6	88.7	91.1	90.1	90.8
	消防施設	25.7	27.8	30.0	32.4	34.4
	学校施設	66.1	68.0	69.2	69.4	55.6
	公民館	56.9	58.7	60.6	61.1	62.8
	市民会館	8.5	11.0	13.4	15.9	18.4
	図書館	13.9	15.9	17.9	19.9	21.9
	体育館・プール	57.1	59.2	60.8	62.1	63.1
インフラ	道路	10.1	12.0	14.1	16.1	18.1
	橋りょう・トンネル	61.5	63.0	64.5	66.0	67.3
	公共下水道	40.8	43.0	45.6	47.6	50.2
	農業集落排水	31.6	33.7	35.2	37.5	38.5
	上水道	38.8	40.2	41.3	42.0	34.0
	旧簡易水道	33.2	33.0	35.7	35.7	—

※ 施設区分及び数値は、公会計及び企業会計の固定資産台帳から算出。

(7) 過去に行った対策の実績

平成28年(2016年)度から令和2年(2020年)度までにどのような対策を講じてきたかを施設用途分類で示すと次の通りとなります。

建物	現状維持	部位修繕	大規模修繕	建替	長寿命化	用途廃止	廃止(除却)	廃止(譲渡)	統合・複合化	規模縮小	用途変更	民間活用 (指定管理等)	その他	合計
市民文化系施設	2	22	1	0	0	0	1	1	1	0	0	4	0	32
社会教育系施設	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
スポーツ・レクリエーション系施設	0	22	2	0	2	0	1	0	1	1	0	3	0	32
産業系施設	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	1	11
学校教育系施設	0	13	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	17
子育て支援施設	0	14	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
保健・福祉施設	4	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0	13
医療施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
行政系施設	8	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
公営住宅	0	42	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
公園	0	11	0	0	20	1	0	0	0	0	0	1	0	33
供給処理施設	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
その他	12	17	0	0	2	10	2	3	0	0	1	0	3	50
合計	27	155	6	1	27	15	4	4	6	1	1	22	4	273

※施設単位で計上しています。用途廃止、用途変更等により重複計上しています。

インフラ	現状維持	部位修繕	大規模修繕	建替	長寿命化	用途廃止	廃止(除却)	廃止(譲渡)	統合・複合化	規模縮小	用途変更	民間活用 (指定管理等)	その他	合計
道路(市道・農道・林道)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
橋梁(市道・農道・林道)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
水道(上水道・旧簡易水道)	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
下水道(公共下水道・農業集落排水)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	0	5	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	10

※インフラは、括弧書き内の分類で計上しています。

項目の内容は、次により分類しています。

項目	内容
現状維持	現状のまま適切に維持する。
部位修繕	不具合に対する部分的な修繕をする。
大規模修繕	不具合や機能低下に対する大規模な修繕をする。
建替	現状のまま適切に維持し、耐用年数経過後を目安に建替える。
長寿命化	長寿命化改修を実施し、耐久や機能を向上させ、耐用年数を超えて使用できるようにする。
用途廃止	施設用途を廃止する。
廃止(除却)	施設用途を廃止し、建物を解体する。
廃止(譲渡)	施設用途を廃止し、建物を譲渡する。
統合・複合化	施設の用途や機能を統合、多機能化する。
規模縮小	施設の機能を維持した状態で施設の規模を縮小する。
用途変更	施設の機能を変更し、別の用途として利用する。
民間活用(指定管理等)	地区・民間等の団体に譲渡、売却や指定管理等を行う。
その他	上記以外の施設の利用方針がある。

(8) 現在要している維持管理経費等

平成28年(2016年)度から令和2年(2020年)度までの5ヶ年度における経費は、次のとおりです。

	現在要している維持管理経費等(円)					合計
	維持管理、修繕	改修	更新	除却	用地取得	
建物	3,389,584,990	5,105,200,098	857,607,631	95,382,770	14,306,950	9,462,082,439
インフラ	2,016,634,217	1,983,310,735	1,953,965,252	72,293,272	131,262,542	6,157,466,018
合計	5,406,219,207	7,088,510,833	2,811,572,883	167,676,042	145,569,492	15,619,548,457
1ヶ年平均	1,081,243,841	1,417,702,167	562,314,577	33,535,208	29,113,898	3,123,909,691

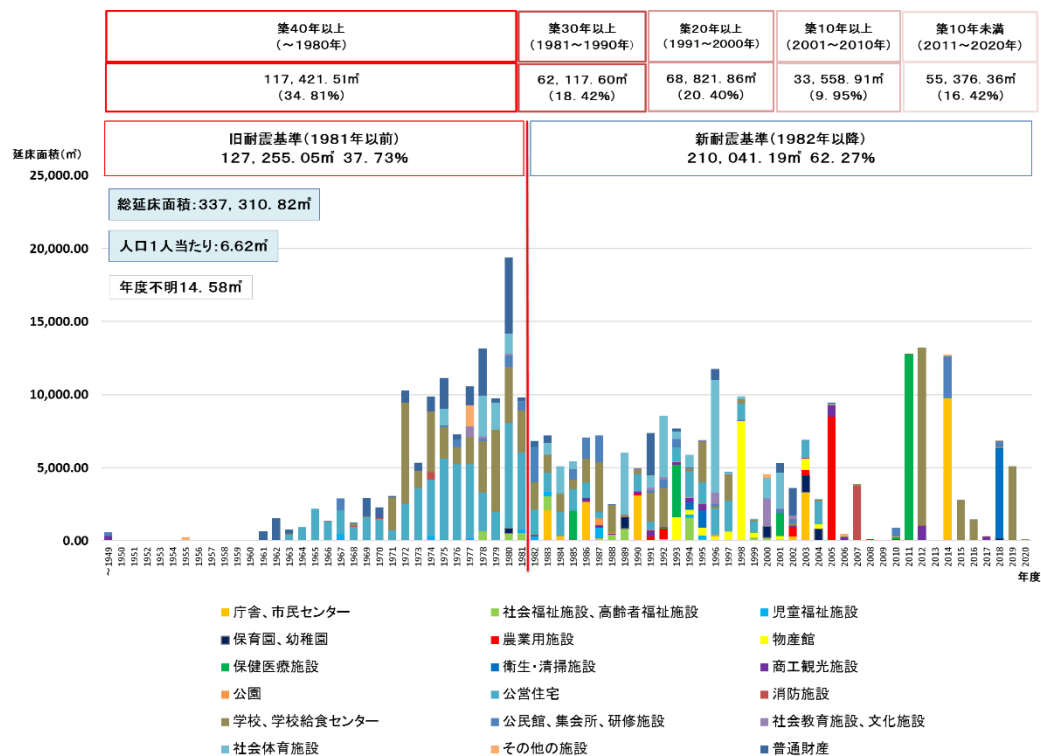
次の区分により分類しています。

項目	内容
維持管理、修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。
改修	公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
除却	施設等を解体、撤去すること。
用地取得	施設等を新設するために新たに土地を取得すること。

2 維持・更新費用の推計

(1) 建築・整備からの経過年数

[建物]



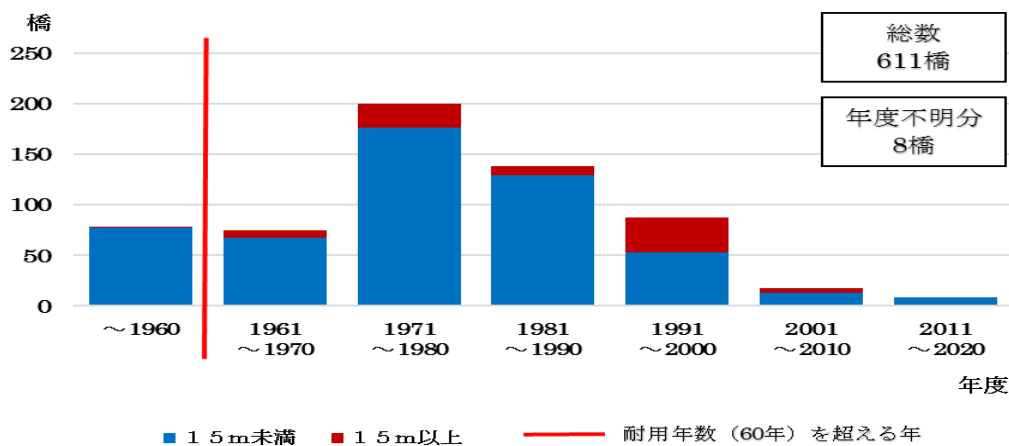
令和2年(2020年)度末現在で本市が保有する建築物を建築年度ごとに見てみると、総延床面積337,310.82m²(建築年度が不明な14.58m²を含み、上・下水道施設の建築物を含まない。)のうち、53.23%が建築後30年以上を

経過しています。また、昭和57年（1982年）には現在の耐震基準に見直されており、62.27%が新基準による建物となっています（グラフに赤線で示しています）。昭和47年（1972年）頃から、学校施設や公営住宅の整備が盛んに行われ、現在保有する施設の延床面積では昭和55年（1980年）に整備したものが一番多くなっています。新耐震基準となった昭和57年（1982年）頃からは、多様な施設が整備されるようになり、平成8年（1996年）度には総合体育館、平成17年（2005年）年度にはバイオマスセンター、更に合併後においては、庁舎、市民センター、病院等の行政機関や学校規模適正化事業による学校施設の整備が多くを占めています。

〔インフラ〕

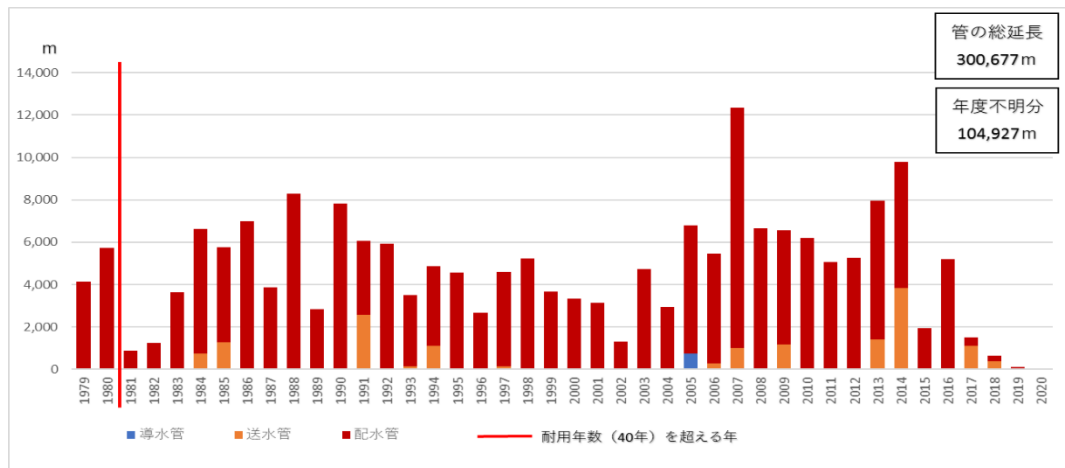
山鹿市が管理する道路のうち、市道1,768路線の総面積は約725万㎡です。長きにわたり整備・維持してきた道路については、保有面積に応じ毎年一定程度の更新が必要です。このため、(2)維持・更新費用の推計では保有する整備面積を更新年数で除した面積を、定量的な1年間の更新量とみなして試算することとしています。

橋梁数



市道に係る橋梁611橋は、2000年度以前に大半を整備し、少なくとも20年以上が経過しています。また、近年では一定の道路整備が終了しているため、新たな橋梁整備も減少してきています。橋梁の一般的に架け替えが必要な更新期間を60年とした場合、既に78橋がその期間を超えており、令和2年（2020年）度に改訂した橋梁長寿命化計画に基づき、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、計画的な整備・改修による安全確保、長寿命化を図る必要があります。

上水道 管径別年度別整備延長

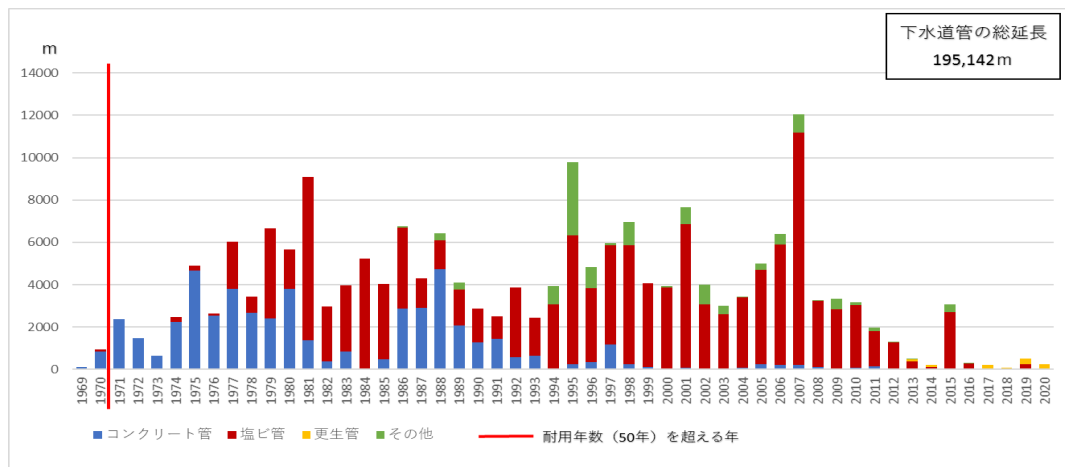


上水道については、昭和29年(1954年)に供用開始がなされ、これまで新規整備のほか、施設、管路の更新も行ってきました。近年は、計画区域の整備が概ね終了したため、耐震管への敷設替えが主となってきています。

また、令和2年(2020年)度に旧簡易水道を上水道に統合し、維持管理の効率化を図りました。

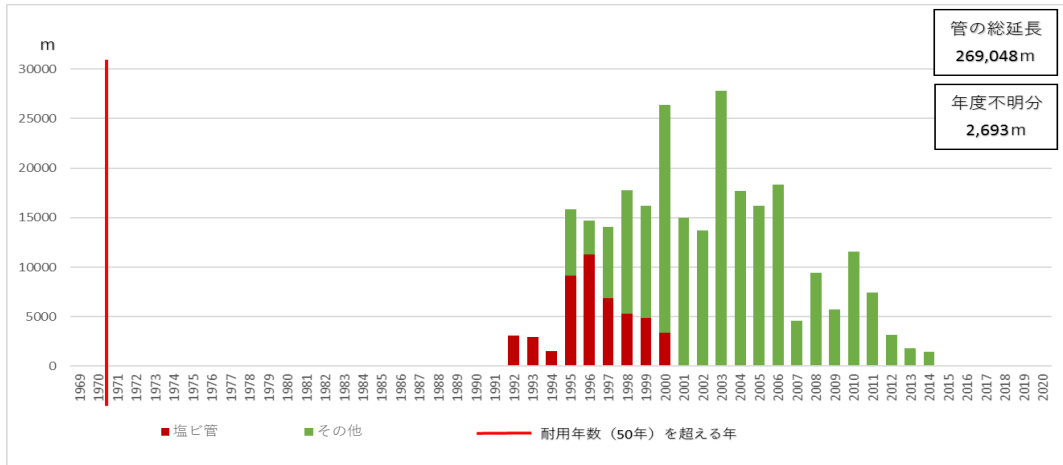
なお、昭和53年(1978年)以前の管路については建設年度が不明なものもあり、そのほとんどは耐用年数40年を超えているものと予想されます。

公共下水道 管種別年度別整備延長



公共下水道については、昭和50年(1975年)に供用開始(山鹿地区)がなされ、鹿本地区(特定環境保全公共下水道で平成9年度に供用開始)の整備に合わせ中継施設を整備し、処理施設としては浄水センター1ヶ所で行っています。管路については、以前はコンクリート管が主流でしたが、近年は振動などの外的要因に影響を受けにくい塩ビ管により整備を行っています。近い将来、耐用年数50年を迎える管路も次第に発生・増加していく見込みです。

農業集落排水 管種別年度別整備延長



農業集落排水については、平成6年（1994年）供用開始の梶屋処理区を皮切りに旧市町において盛んに整備され、現在では21の処理区（小規模集合排水2施設を含む。）において管路のほか、20の処理施設を保有しています。平成26年（2014年）度に供用開始した米田東部処理区を最後に整備は終了したものの、管路及び処理施設の維持管理に多額の費用が必要な状況です。

（2）維持・更新費用の推計

○推計方法

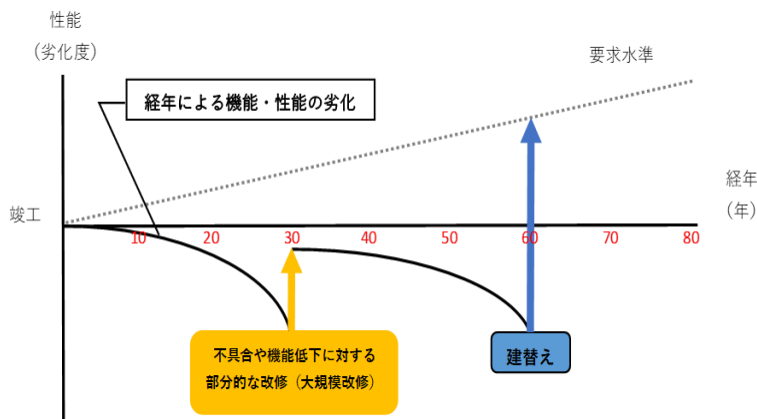
策定済の個別施設計画において、長寿命化による方法で経費比較をしている次の施設は、当該推計金額を採用しています。

【該当施設】公営住宅を除く建物、上水道

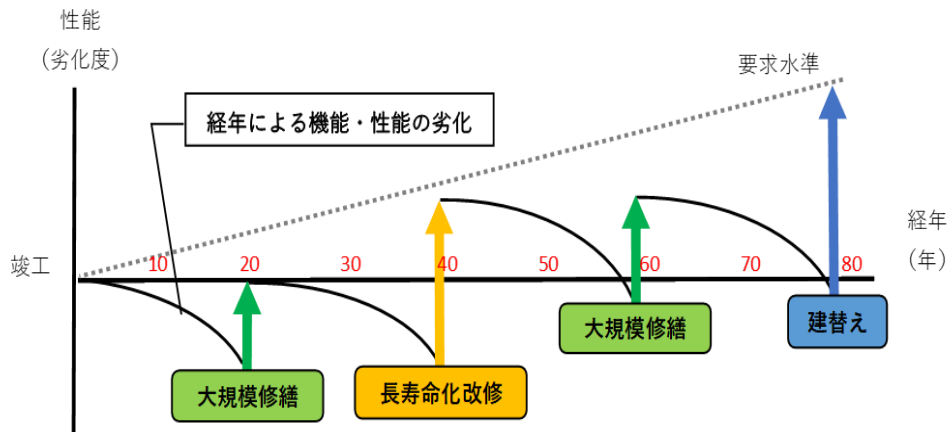
経費比較をしていない次の施設は、従来の方法（公共施設等更新費用試算ソフト（総務省））で推計しています。

【該当施設】道路、橋梁、公共下水道、農業集落排水

・事後保全型（従来型）の改修・建替えのイメージ



- ・ 予防保全型（長寿命化型）の改修・建替えのイメージ



【公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）について】

公共施設等更新費用試算ソフト（以下「総務省試算ソフト」という。）とは、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」がとりまとめた簡便な試算方法による更新費用の推計方法を基に開発された試算用ソフトです。地方公共団体が所有する公共施設並びに道路、橋梁、上水道及び下水道のインフラ資産について、これまでの工事の実績等から設定した更新単価と地方公共団体の公有財産台帳、道路現況調査等により把握した公共施設の延床面積や道路の面積を用いて推計されています。

○基本的な考え方

耐用年数経過後に現在と同じ面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより試算する。

○更新単価の考え方

既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に単価を設定する。

○建替え

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○大規模改修

建築後30年で行うものとする。

○経過年数31年以上50年未満のもの

今後10年間で均等に大規模改修するものとする。

○経過年数50年以上のもの

大規模改修を行わず60年経過した年度に建替えるものとして計算する。

○耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に改修するものとして計算する。

施設用途	大規模改修	更新（建替え）
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²

施設用途	更新年数	更新単価
道路	20年（舗装の打ち換え）	4,700円/m ²
橋梁	60年（架け替え）	425～500千円/m ²
下水道	50年	61～2,347千円/m（管径別）

〔建物（公営住宅を除き、学校は別途計画あり。）〕

山鹿市公共施設個別施設計画（令和2年（2020年）度策定）での試算では、
従来型

令和3年（2021年）度から令和42年（2060年）度までの40年間で
総額812.4億円（年平均20.3億円）の費用がかかる見込みです。

長寿命化型

上記同様の期間で、総額701.5億円（年平均17.5億円）の費用がかかる
見込みです。

効果額は、総額110.9億円（年平均2.8億円）となります。

山鹿市学校施設長寿命化計画（令和2年（2020年）度策定）での試算では、
従来型

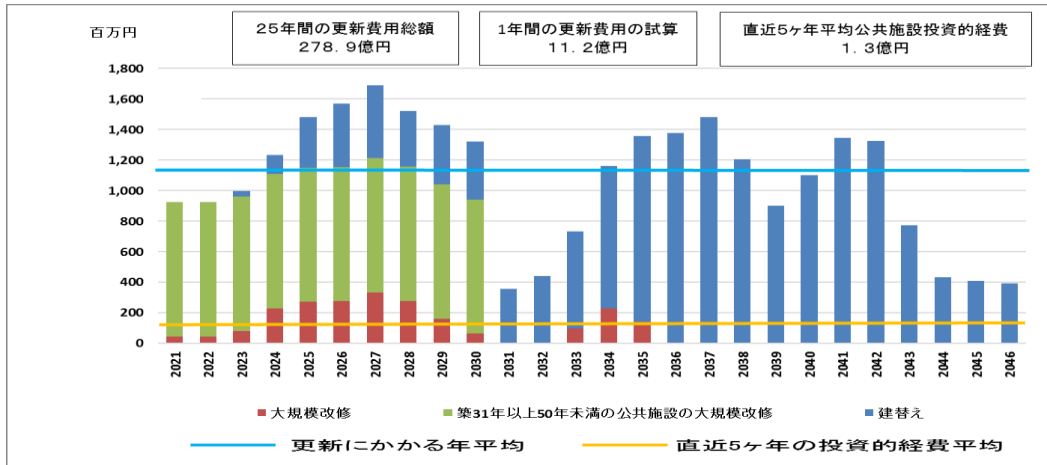
令和2年（2020年）度から令和41年（2059年）度までの40年間で
総額307億円（年平均7.7億円）の費用がかかる見込みです。

長寿命化型

上記同様の期間で、総額263億円（年平均7.0億円）の費用がかかる見
込みです。

効果額は、総額44億円（年平均0.7億円）となります。

〔公営住宅〕

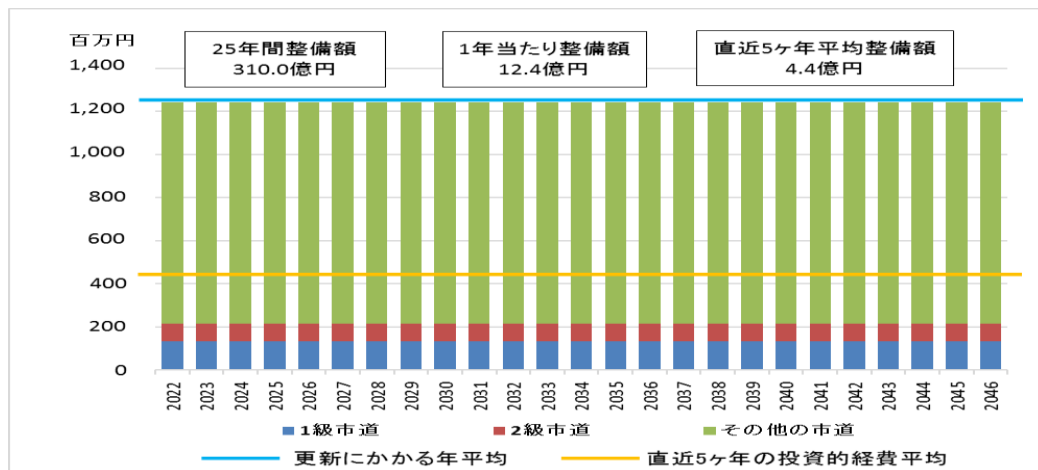


総務省試算ソフトを用いて、現在保有する公営住宅全てを更新していくと仮定して、その費用を試算しました。計画期間である令和28年(2046年)度までの25年間に於いて、大規模改修と建替えの更新費用総額は278.9億円になり、年平均11.2億円になります。これは、公営住宅に係る投資的経費の直近5カ年平均額1.3億円の8.62倍に相当します。

公営住宅は昭和56年(1981年)までに建築されたものが71.1%を占め、その多くが昭和57年(1982年)からの新耐震基準を満たしていないため長寿命化を中心とした早急な対策が必要となります。

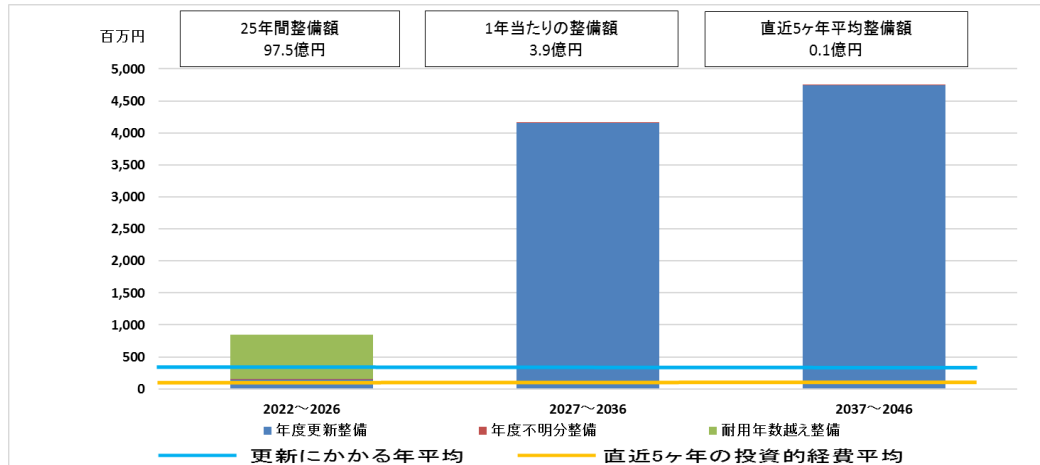
〔インフラ〕

市道



道路については、舗装の耐用年数と一般的な供用寿命を踏まえた20年で、全ての道路舗装を更新していくという考え方の試算によると、今後25年間で総額310億円が必要となり、年平均12.4億円になります。これは、道路整備に係る直近5カ年の平均額4.4億円の2.81倍に相当します。

橋梁



橋梁については、今後25年間で総額97.5億円が必要となり、年平均3.9億円になります。これは、橋梁整備に係る直近5カ年の平均額18百万円の21.6倍に相当します。整備橋梁数、面積がともに多い1980年代の整備分が更新時期を迎える2040年代に、更新のピークを迎えると予想されます。

上水道

山鹿市水道ビジョン（令和元年（2019年）度改訂）での試算では、

単純更新型（施設を現状のまま耐用年数まで使用する方法）

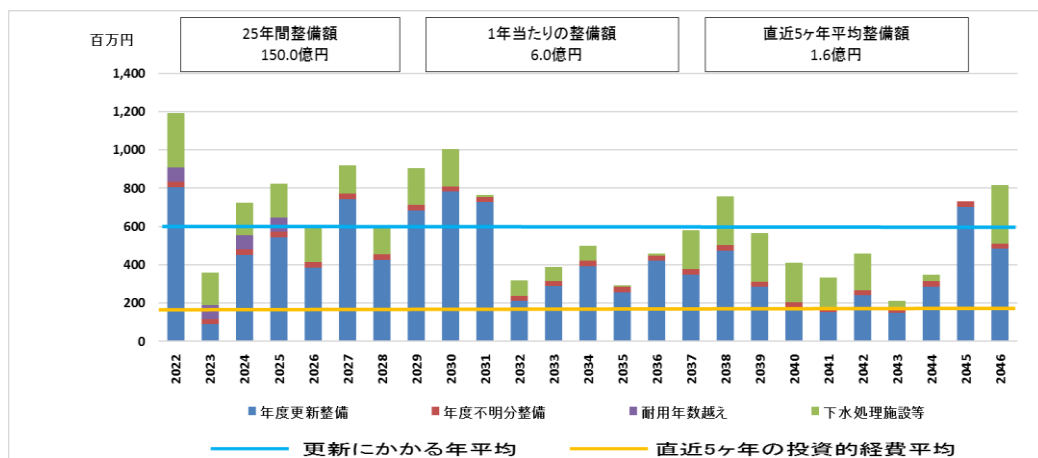
令和元年（2019年）度から令和100年（2118年）度までの100年間で総額341.5億円（5年平均17.1億円）の費用がかかる見込みです。

長寿命化型

上記同様の期間で、総額255.0億円（5年平均12.8億円）の費用がかかる見込みです。

効果額は、総額86.5億円（5年平均4.3億円）となります。

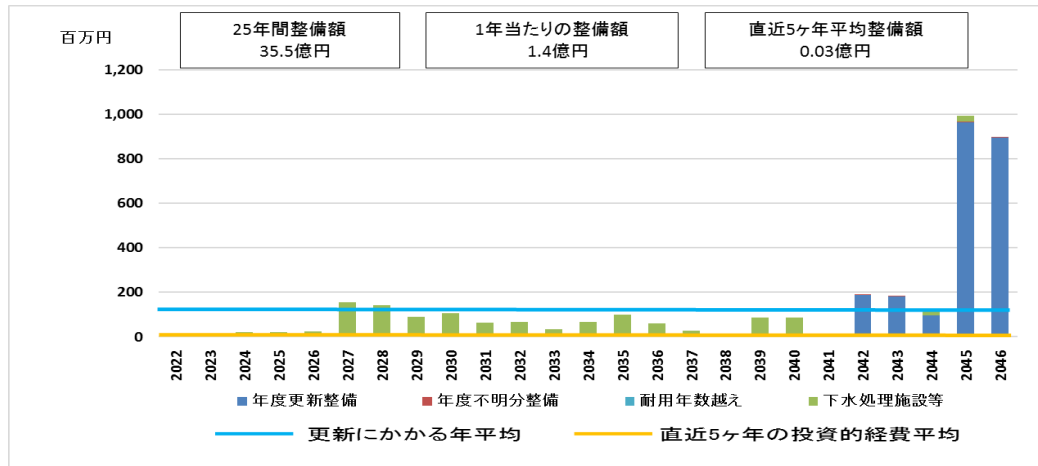
公共下水道



公共下水道については、今後25年間で総額150.0億円が必要となり、年平均

6.0億円になります。これは、下水道整備に係る直近5カ年の平均額1.6億円の3.75倍に相当します。25年間に管路の更新年度の大きな偏りはないため、更新費用の平準化は可能であると見込まれますが、処理施設やポンプ場の更新は費用が高額であるため、計画的な整備が必要です。

農業集落排水



農業集落排水については、今後25年間で総額35.5億円が必要となり、年平均1.4億円になります。これは、施設・管路整備に係る直近5カ年の平均額0.03億円の46.6倍に相当しますが、農業集落排水の整備が比較的新しいことに加え、管きよの更新年数を50年で設定しているためであり、計画期間を過ぎる2040年代後半からは多額の更新費用が発生する見込みです。また、処理施設の大規模改修は計画期間内に見込まれるため、最適整備構想を踏まえた施設の再編等を検討していかなければなりません。

インフラについては、現在保有する施設を減少させることは容易ではありませんし、一定程度の費用を要するのは必然的です。したがって、その経費を賄うための適正かつ公平な使用料金の設定が求められます。

第4章 基本的な方針

1 基本理念

第1章から第3章までを踏まえ、本市における今後の公共施設等に関する基本理念を次のとおりとします。

- 公共施設等の質と量の最適化
- 効率・経済的な管理・更新方法の確立
- インフラの機能発揮と施設の有効活用

なお、施設（経費）縮減にあつては、譲渡、廃止、複合化・共有化、機能転換の手法を基本として推進します。

2 基本的な考え方

(1) 社会環境と利用ニーズに適応した適正配置

これまで述べたように、市民生活の向上や社会経済活動の動向によって今後施設を利用する人口、市民が求める施設のあり方など、社会的ニーズが変化中、これまで公共施設が担ってきた役割を見直す時期にきています。施設の利用需要が低い場合、近隣に類似施設が多い場合、あるいは、これからの社会情勢、生活環境から見て必要性が希薄な場合など、施設の存続から検証すべきです。まずは、合併前から引き継いだ過剰とも言える施設の将来的な必要性をしっかりと見極めた上で、必要とされる施設のみ、更新や長寿命化に係る改修を行いながら、施設の縮減による総保有量の圧縮を図らなければなりません。

その方策としては、単に不要な施設を廃止するだけでなく、設置目的の見直し（機能転換）による既存施設の有効活用や、現有施設の複合化・共有化による新規整備の抑制を推進し、効率・効果的な適正配置を目指します。

(2) 適正配置に基づく維持・更新

(1)で示した効率・効果的な適正配置を行わずに、維持・更新を継続するならば、その費用は莫大なものとなり、市財政の根幹を揺るがしかねません。今後の財政見直しを見る限り、人口減少や合併に係る地方交付税の特例措置の終了に伴い、予算規模の縮小を余儀なくされ、加えて、増え続ける社会保障費が他の経費を圧迫し、普通建設事業や維持補修費に係る経費も相当程度の縮減を迫られることは明らかです。

このため、施設の更新・改良費への財源面からの対策として、受益に応じた適正な使用料の設定、計画的な積立てによる基金の確保、財源を市債に求めるときは、交付税算入率の高い有利な地方債の活用等、あらゆる財源確保策を駆使し、将来世代の負担軽減に努めていきます。

(3) 国及び地方公共団体、民間施設を含めた効率的活用

国、地方ともに厳しい財政事情の下、公的施設の老朽化対策や耐震化等は共通の課題であることから、平成26年（2014年）度に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」を踏まえ、国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を推進しています。一方で、熊本県と山鹿市は、住

民の利便性の向上や地域課題の解決に向けた対応の強化等を目的に、「行政運営の一体的取組に係る基本協定」を締結し、窓口の一元化や事務事業の一体的な推進の中で、各庁舎の共同利用などの取組を進めています。更に、今後は、民間での充足度も勘案しながら、適正配置を進めていくことが重要です。

これら、相互の既存施設を“賢く使う”ことにより、施設保有に係るトータルコストの縮減に取り組みます。

また、生活圏の拡大や「定住自立圏共生ビジョン」などの策定を踏まえ、近隣自治体の保有状況も勘案しながら、整備を競い合うのではなく共有的活用を図るという考え方が、これからの施設整備には必要になってくるものと考えます。

(4) 長期的な存続、有効的な活用を目指した適正管理

今後も長期的に保有・活用すべき施設については、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的資産管理）の考え方にに基づき、施設の物理的、機能的老化等を将来に渡り把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うとともに、公共サービスの観点から現有施設の有効活用に努めます。施設の建設年度、構造、劣化や老朽化の進展状況などを的確に把握した上で、安全・安心の確保はもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図ります。更に、管理運営の手法によっては、民間の持つ資産に加え、技術、ノウハウを積極的に活用し、指定管理制度の拡大やPPP、PFIの活用など効率的かつ適正な管理に努めます。

(5) 安全・安心の追求とみんなにやさしい施設づくり

平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震では、県下の自治体はライフラインをはじめ幹線及び生活道路、災害時の中枢拠点となる庁舎、避難所となるべき公共施設などが甚大な被害を受けて機能不全に陥り、改めて防災の大切さを痛感させられました。公共施設等がその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震等の災害外力にも耐える必要があり、日頃からの点検・確認、専門家による診断等を定期的に行うことが重要です。その上で、修繕等の機会を捉え、防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策が不可欠です。定期的な安全確保の確認と、こまめな補修・清掃等による延命化は当然のことですが、これまで行ってきた事後による修繕や改修から、策定済の個別施設計画に基づき事故等を未然に防ぎ比較的経費も安価となる予防保全を積極的に推進していきます。

加えて、障害の有無、年齢、性別、文化、言語、国籍の違い等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するユニバーサルデザインの考え方のもと、多くの住民や観光客が広く利用する公共施設、災害時に避難所等として使用する施設等については、誰でも利用しやすい施設となるよう計画的な改修・整備に努めていきます。

(6) 財政負担の軽減と平準化

懸念される膨大な施設維持費用を削減するためには、(1)に掲げる方策等により

施設の絶対量を減少させることが重要です。不要と判断した施設については、速やかに廃止することとし、用地を含め原則譲渡、あるいは貸付することとします。なお、必要に応じて施設の解体を実施し、その後の管理費を縮減するとともに、譲渡益による財源確保を目指します。

また、既存施設の活用が困難で新たな施設整備を計画する場合は、建設時にかかる整備費のみならず、地方債の償還、ランニングコストなどトータルのコスト分析に加え、利用する人の受益の対価として徴収する使用料の適正化を進め、将来負担の軽減に努めるものとします。更には、現存施設の管理費を低減させる取組として、新電力の活用や省エネ機器・システムの導入による光熱水費の抑制、包括的民間委託の導入、施設の状態を見極めた先行的かつ計画的な改修などを実施し、将来を見据えた財政負担の軽減と平準化に努めます。

(7) 廃止施設の適正処分

適正配置に伴い廃止された施設の取扱いについて、使用可能なものについては、その有効活用を図るため、地元自治会等をはじめ、民間への積極的な譲渡を図ります。また、老朽化や危険度が高いなどの理由により更新しない施設については、原則解体の上、山鹿市以外による土地の有効活用を促すものとします。

ただし、解体が必要な施設が大量に発生する可能性もあることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定をはじめ、処分に伴う諸条件の整理、解体費用に係る財源の確保、その他関係機関との調整が担保された物件から優先的、計画的に除却するものとします。

なお、これらの確認は、山鹿市公有財産管理・運用検討委員会（以下「検討委員会」という。）によって行い、平成29年（2017年）度に改定した「公有財産の譲渡に係る取扱方針」により事務執行するものとします。

3 基本目標

公共施設等の設置数、延床面積等の量的目標としては、類似団体平均を基本目標とします。また、それらの維持・更新に係る経費となる普通建設事業は、当面、年間25億円程度、維持補修費については2.5億円程度（いずれも普通会計）を目標とします。

第5章 施設類型ごとの方針

1 公共施設

公共施設全体の面積は令和5年(2023年)度末現在、325,483.40㎡(ただし、上水道施設の建築物・下水道施設の建築物は含まない。)となっています。

(1) 庁舎、市民センター

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	1	9,740.72	2.99	市役所本庁舎
鹿北	1	2,410.20	0.74	鹿北市民センター
菊鹿	1	2,988.54	0.92	菊鹿市民センター
鹿本	1	3,869.89	1.19	鹿本市民センター
鹿央	1	2,820.69	0.87	鹿央市民センター
計	5	21,830.04	6.71	

※全体に占める割合とは、市が保有する公共施設の総延床面積(325,483.40㎡)に対する左記延床面積の割合です。なお、小数点以下第3位を端数調整しており、地域別の割合の合計と計の数値が一致しないことがあります(以下、同じ)。各地域の施設名は、延床面積の大きい順に記載しています。

○ 現 状

市役所本庁舎、市民センターは昭和50年代後半から平成26年(2014年)までの建設で、構造はRC造またはS造です。平成21年(2009年)から平成26年(2014年)にかけて、順次、改修及び建替え等、施設の更新を行い、全ての施設が新耐震基準をクリアしているため、当面の間、改修の必要性はありません。

○ 方 針

山鹿市地域防災計画では、本庁舎については災害時の災害拠点施設、各市民センターについては地域対策班の拠点施設として位置付けられており、本来の公用施設としての機能のほか、防災機能を発揮するため、適切な維持管理が必要です。施設管理面では環境負荷の低減とランニングコストの圧縮、職員数の減により発生する空き部屋の有効活用方法及び施設の包括的管理の委託の導入等、施設の有効活用と経費削減について検討していかなければなりません。

(2) 社会福祉施設、高齢者福祉施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	6	2,080.20	0.64	山鹿老人福祉センター、山鹿隣保館、福祉会館 小坂デイサービスセンター、北町老人集会所 老人陶芸作業所
鹿北	1	839.06	0.26	鹿北老人福祉センター
菊鹿	2	153.90	0.05	高齢者能力活用センター 高齢者ボランティアセンター
鹿本	1	528.48	0.16	鹿本隣保館
鹿央	2	1,967.26	0.60	鹿央地域福祉センター、鹿央隣保館
計	12	5,568.90	1.71	

○ 現 状

昭和50年代から平成13年(2001年)までの建設で、構造は主にRC造です。高齢者福祉施設については、高齢人口が令和2年(2020年)まで増加傾向であるため、当分の間、施設の需要は高いことが予想されます。

○ 方針

類似施設も多く、施設の更新時期を迎えた場合は、将来の利用状況を見極めた上で施設の存続・廃止を検討し、他施設との複合化を基本として整理します。また、一部の施設については、地元または民間による活用を見据え、譲渡を推進します。なお、運営面については、維持管理費の一定割合を受益者負担で賄える公平かつ適切な料金設定が必要です。

(3) 児童福祉施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	5	1,454.84	0.45	中央児童センター、旧八幡幼稚園 児童センター、おさか童夢、第一児童館
菊鹿	1	207.90	0.06	特産工芸村交流館
鹿本	2	915.29	0.28	旧幼慈園、鹿本児童館
計	8	2,578.03	0.79	

○ 現状

昭和50年代から平成7年(1995年)までに整備され、構造は主にS造です。大規模な改修等が行われておらず、今後は老朽化の進行とともに維持管理費の増加が見込まれます。施設によっては他の用途から引き継いだ施設もあり、用途を変更して活用しています。

○ 方針

老朽化の進行度合、利用者の状況を勘案しながら、施設の更新時期を迎えた場合は、近接している他の施設にその機能を統合し、原則として新たな施設の建設は行わないこととします。

(4) 保育園・幼稚園・認定こども園

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	3	2,356.57	0.72	山鹿保育園、山鹿幼稚園、米田保育園
鹿本	2	1,764.88	0.54	鹿本こども園、富慈園
計	5	4,121.45	1.27	

○ 現状

保育園は、昭和40年代から平成17年(2005年)までに整備され、構造は主に木造・RC造です。「公立保育園・幼稚園再編整備計画」に基づき、民営化や廃止をしたことにより、平成21年(2009年)度の13施設から令和2年(2020年)度末現在で3施設に減少しています。

幼稚園は、平成16年(2004年)の4施設から令和2年(2020年)度末現在で2施設に減少しています。

また、平成31年(2019年)4月には、認定こども園の「鹿本こども園」が開園しました。

○ 方針

「公立保育園・幼稚園再編整備計画」に基づいて、施設の老朽化、子どもを取り巻く環境の変化、ニーズ等に対応するため、柔軟な事業運営が可能な法人保育園へ順次

移譲するものとします。園児30人以下の小規模園については、定員規模の適正化を図るため計画的に閉園することとします。

(5) 農業用施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	4	624.55	0.19	藤井川北第2排水機場、藤井川北第1排水機場 南島排水機場、中古閑排水機場
鹿北	3	772.90	0.24	木工体験施設(木遊館)、鹿北有機液肥施設 農産物加工施設(伝承館)
菊鹿	1	310.70	0.10	菊鹿有機液肥施設
鹿本	2	8,884.41	2.73	バイオマスセンター、小柳排水機場
鹿央	2	336.65	0.10	農産物加工施設(味土里工房)、鹿央木工作業所
計	12	10,929.21	3.36	

○ 現 状

昭和50年代から平成25年(2013年)までに、農業、畜産業の発展を目指し多様な施設が整備されてきました。構造は主にRC造です。施設によっては利用者数の減少、施設の老朽化による維持管理費の増加により、費用対効果の低下が懸念される施設も出てきています。

○ 方 針

建設当初の目的及び社会経済情勢等を踏まえ、施設機能や利用頻度の低下した施設、高額な管理費が伴う施設については新たな手法への転換も見据えて存続を検討し、譲渡・廃止も含めた保有量の適正化を図ります。また、排水機場については、洪水時における防災施設として確実に機能発揮できるよう、適正な維持管理を行い、必要に応じ更新も行うこととします。

(6) 物産館

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
鹿北	1	1,324.23	0.41	道の駅鹿北小栗郷
菊鹿	2	3,088.47	0.95	特産工芸村、鞠智城跡物産館
鹿本	2	8,449.68	2.60	道の駅水辺プラザかもと、らんらんハウス
鹿央	1	388.16	0.12	鹿央生産物直売所
計	6	13,250.54	4.07	

○ 現 状

平成5年(1993年)から平成17年(2007年)までに整備され、構造は主に木造(一部RC造の施設も含む)です。地域物産販売と観光の振興等を図るとともに、憩いの場を提供する施設として利用されています。建設当初は、類似施設も少なかったことから利用者数も堅調に推移していたものの、近年は近隣地域において類似施設が増加していることもあり、多くの施設で利用者が減少しています。

○ 方 針

物産館は、本市の産業振興・地域の活性化を図る上で重要な施設です。運営面では全施設で指定管理者制度を導入し、民間のノウハウや経営手法を活用しながら管理経費の削減を図っています。施設の魅力を増大させるなど、来客者数の回復を図るための工夫を凝らす必要があり、経営状況の好転が見込める施設から積極的な譲渡を

進めていきます。

(7) 保健医療施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	2	18,693.66	5.74	市民医療センター、山鹿健康福祉センター
菊鹿	1	1,559.56	0.48	菊鹿健康福祉センターひまわり館
計	3	20,253.22	6.22	

○ 現 状

健康福祉センターについては平成16年(2004年)までに整備され、構造は主にRC造です。市民医療センターについては平成23年に旧管理棟を改築し、災害発生時においても病院機能が維持できるよう、地震に強い免震構造を採用しています。

○ 方 針

健康福祉センターについては、健康福祉の活動拠点として住民が必要とするサービスの提供及び各種事業を総合的に行っていますが、活用率の低い施設も存在し、それらについては他機能への転換を見据えて整理を行います。

(8) 衛生・清掃施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	3	7,844.30	2.41	山鹿市環境センター、薄尾斎場、し尿前処理施設

○ 現 状

平成8年(1996年)に整備された薄尾斎場は、指定管理制度により民間の手法を用いて柔軟な運営を行い、管理経費の削減を図っています。また、平成31年(2019年)に整備された環境センターは長期包括委託により、各種調達コストの縮減等を含めた運営の安定化を図るとともに、長期的な整備計画を立て、早めの改修を行うなど施設の長寿命化を目指しています。

なお、平成6年(1994年)に整備されたし尿前処理施設については、生活雑排水やし尿の前処理など、環境衛生を担う重要な施設ですが、老朽化も激しく、代替施設の建設について計画を進めています。

○ 方 針

し尿前処理施設については、下水道処理施設内に新たな代替施設を建設し、令和6年(2024年)度末に閉鎖します。

その他の両施設については市民生活に不可欠な施設として適切な維持管理を行い、定期的な予防保全を行うことなどによりコストの縮減を図ります。

(9) 商工観光施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	4	1,988.94	0.61	さくら湯、山鹿バスセンター、山鹿灯籠民芸館 薬師堂
鹿北	2	765.24	0.24	岳間溪谷キャンプ場、小栗カントリーパーク
菊鹿	3	1,907.33	0.59	奥矢谷溪谷キャンプ場きらり 矢谷溪谷キャンプ場 6次産業化・観光連携推進施設
鹿央	1	255.82	0.08	鹿央古代の森交流施設
計	10	4,917.33	1.51	

○ 現 状

昭和60年代から平成18年(2006年)までに整備された施設が多く、30年近く経過した施設も有しています。構造は主に木造で、運営面ではほとんどの施設で指定管理者制度を導入しています。

○ 方 針

指定管理者制度を導入したことで、民間手法を用いた柔軟な運営により管理経費の削減を図っています。利用者数、地域性や将来性、管理運営状況等を総合的に勘案し、民間事業者との包括協定による管理運営やPFI導入なども検討しながら、持続可能な管理運営を図っていきます。

(10) 公園

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	20	414.04	0.13	湯の端公園、泉田公園、日輪寺公園 下町歩行者広場、宗方河川公園、鍋田水遊び公園 一つ目公園、中町歩行者広場、木戸前広場 鹿校通公園、彦岳山上公園、蒲生の池運動公園 南島河川公園、皆根公園、不動岩展望所 北公園、栗林公園、長田公園、檜の迫公園 米田公園
鹿北	2	95.20	0.03	瞑想の森公園、東野ため池自然公園
菊鹿	3	120.25	0.04	相良農村公園、相良のアイラトピカズラ 隈部館跡公園
鹿本	4	501.07	0.15	一本松農村公園、下分田農村公園、なかよし公園 石淵河川公園
鹿央	3	23.59	0.01	上広農村公園、米野親水公園、奥永農村広場
計	32	1,154.15	0.35	

※ 管理棟、トイレ、休憩所等を有する公園を施設数に計上しています。

○ 現 状

公園は、管理棟、トイレ、休憩所等の施設を有しています。昭和50年代後半から令和2年(2020年)までに整備され、構造は木造、RC造が多数を占めています。地元で管理している公園については、積極的な自治会等への譲渡を図っているところ です。

○ 方 針

広く一般的に不特定多数の者(市外の利用者、観光客を含む。)が利用する公園については、従来どおり行政直轄型の公園として管理します。一方で、利用者が限定される公園については、引き続き利用団体及び地元との協議の上、譲渡を前提に検討を行い、譲渡が困難な場合は、利用団体等に対し管理を委ねます。特に地元要望に基づ

き整備を行ったものについては、原則地元管理とします。

(11) 市営住宅

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	14	34,787.59	10.69	久原団地、津留団地、鍋田団地、広町ビル団地 石団地、桑坂団地、浦田団地、西田団地 大宮団地、日出団地、沖団地、大坪団地 中町団地、白塚団地
鹿北	6	3,237.80	0.99	東野団地、幸ヶ丘団地、原団地、尾谷団地 陣内団地、幸ヶ丘第2団地
菊鹿	3	8,533.19	2.62	みどり団地、島田団地、日渡団地
鹿本	16	21,483.61	6.60	鬼丸団地、良福寺第2団地、五区団地 良福寺第3団地、本池団地、良福寺第1団地 商工前団地、上町団地、録田団地、坂東第3団地 前田団地、原部団地、宗反団地、坂東団地 良福寺第4団地、坂東第2団地
鹿央	5	7,857.98	2.41	一里木団地、姫井団地、上久野A団地 上久野B団地、上久野C団地
計	44	75,900.17	23.32	

※ 表内では、団地ごとに施設数をカウントしています。

○ 現 状

昭和40年代から昭和50年代までに整備したものが多く、一部は昭和30年代のものもあり、建築後約30～50年を経過した住宅の割合が約75%を占めています。主に簡易耐火構造の平屋で、入居状況は常態的に満室に近い状況です。経過年数に応じ老朽化が進行し、多くの施設が更新の時期を迎えています。

○ 方 針

人口減少、民間賃貸住宅の増加が進む中、類似団体と比較しても過剰といえる量を保有していくことは、財政的にも困難です。保有量と適正配置を見極めた上で、存続する住宅については、「市営住宅長寿命化計画」に基づき再編を含めた建替え、機能向上の改修工事や予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、民間の技術、ノウハウを積極的に活用し、指定管理制度やPPP、PFIの活用など効率的かつ適正な維持管理に努めます。

また、社会情勢等から適切な使用料を設定し、財源の確保を図ります。老朽化が著しく、更新しない住宅にあつては、退居後に解体することとします。

(12) 消防施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	5	3,886.84	1.19	消防本部、1分団1部・2部(機動)消防車庫 1分団3部(西上町)消防車庫 1分団5部(南本町)消防車庫 1分団4部(山鹿中町)消防車庫
鹿北	1	482.11	0.15	鹿北分署
菊鹿	1	37.00	0.01	13分団2部(島田)消防車庫
鹿本	1	458.40	0.14	東分署
計	8	4,864.35	1.49	

○ 現 状

山鹿植木広域行政事務組合による消防事務の共同処理を廃止し、平成27年(20

15年)度から本市単独で設置しています。建築年は消防本部のある庁舎が平成19年(2007年)で、各分署庁舎が昭和49年(1974年)となっており、構造は主にRC造またはS造です。消防団車庫については、山鹿地区の4カ所、菊鹿地区の1カ所が、市所有の施設です。

○ 方針

消防庁舎は、地域の防災拠点として有事の際に機能を継続できる施設でなければなりません。そのため、適切な維持管理を行い、定期的な点検と予防保全的な改修により長寿命化とコストの縮減を図ります。

分署については、建築後45年以上が経過し老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていなかったため、令和2～3年度に鹿北分署、令和4～5年度に東分署を高い耐震性を有する庁舎へ建て替えを行いました。

また、消防団車庫については、協議の上、地元への譲渡を進めていきます。

(13) 小・中学校、学校給食センター

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	5	25,938.57	7.97	山鹿小学校、八幡小学校、三玉小学校 大道小学校、めのだけ小学校
鹿北	1	3,937.98	1.21	鹿北小学校
菊鹿	1	3,892.24	1.20	菊鹿小学校
鹿本	1	5,715.76	1.76	鹿本小学校
計	8	39,484.55	12.13	

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	1	10,580.24	3.25	山鹿中学校
鹿北	1	5,767.26	1.77	鹿北中学校
菊鹿	1	5,846.60	1.80	菊鹿中学校
鹿本	1	6,040.51	1.86	鹿本中学校
鹿央	1	6,201.20	1.91	米野岳中学校
計	5	34,435.81	10.58	

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
菊鹿	1	358.15	0.11	菊鹿給食センター
鹿本	1	430.04	0.13	鹿本給食センター
計	2	788.19	0.24	

○ 現状

昭和40年代から昭和60年代までに多数の学校が整備され、構造は主にRC造です。校舎、体育館等は全て耐震改修済で、耐震化率100%です。児童生徒数が減少している中、「学校規模適正化基本計画」に基づいた施設整備を推進しています。

○ 方針

学校施設については、毎日多数の児童生徒が使用する施設であるため、常に安全な状態が保たれていなければなりません。定期的な点検と予防保全により、適切な教育環境の維持に努めます。また、教育の情報化等学習環境の機能的向上を図ります。また、学校給食施設については、児童生徒に安全、安心な給食を提供するため、衛生環境に配慮した適切な維持管理に努めるとともに、給食提供体制の統合を図る新たな給食センターの建設を進めます。

(14) 公民館、集会所、研修施設

施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
15	7,574.74	2.33	市民交流センター 川辺地域コミュニティセンター 八千代座交流施設、八幡地区公民館 米田地区公民館、三玉地区公民館 平小城地区公民館、大道地区公民館 三岳地区公民館、三友公民館、石集会所 藤井集会所、北町集会所、松坂東通町公民館 旧鶴城中学校（用務員室）
5	3,121.57	0.96	旧岳間小学校（校舎、用務員室） 広見研修センター、岳間研修センター 椎持研修センター、中の川内活性化センター
1	1,837.00	0.56	菊鹿地区公民館
4	1,495.93	0.46	鹿本ふれあいセンター、下分田センター 旧来民郵便局、鹿本教育集会所
2	1,792.25	0.55	鹿央多目的研修センター、ふれあい塾
27	15,821.49	4.86	

○ 現 状

昭和40年代から平成30年（2018年）までに整備され、構造は主にS造又は木造です。地区公民館をはじめ、多くの施設が更新時期を迎えています。

○ 方 針

これらの施設については、老朽度、地域性、管理運営の効率性及び建設当初の目的を踏まえた上で、施設の集約化、複合化、廃止等を検討します。用途の見直しも考慮しながら、地元等による施設の利用促進が見込まれるものについては積極的な譲渡を推進し、今後も長期的に使用する施設については、定期的な点検と計画保全により長寿命化を図ります。

(15) 社会教育施設、文化施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	3	3,963.19	1.22	八千代座、博物館、出土文化財管理センター
鹿本	1	218.20	0.07	清浦記念館
鹿央	2	379.83	0.12	くらしの歴史館、霜野文化財収蔵庫
計	6	4,561.22	1.40	

○ 現 状

平成の大修理（平成8年（1996年）度から平成13年（2001年）度まで）により復原した芝居小屋「八千代座」（重要文化財）をはじめ、構造は主に木造、RC造です。管理体制は、2つの施設で指定管理者制度を導入しています。八千代座は、耐震化の改修がなされていますが、博物館については、昭和52年（1977年）に建築され、大規模改修や耐震化は未実施です。

○ 方 針

本施設は、山鹿市の文化振興の役割を担い、歴史・文化を継承していく上で重要な施設です。基本的には長期にわたり存続させる施設であるため、計画的かつ予防保全的な改修による延命化を図るものとします。なお、博物館については、博物館等環境整備検討委員会の意見等を踏まえ、今後の方向性を決定するものとします。

(16) 社会体育施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	3	13,784.13	4.23	カルチャースポーツセンター 市民スポーツセンター、市民プール
鹿北	6	4,492.12	1.38	岩野運動場、鹿北体育センター、岳間運動場 鹿北柔剣道場、鹿北弓道場、鹿北グラウンド
菊鹿	7	6,459.52	1.98	あんずの丘多目的体育館、菊鹿多目的研修施設 内田構造改善センター、城北体育館 上永野活性化施設、菊鹿運動広場 菊鹿社会体育施設
鹿本	2	3,683.22	1.13	鹿本体育館、鹿本グラウンド
鹿央	3	4,265.77	1.31	鹿央体育館、山内体育館、鹿央総合運動公園
計	21	32,684.76	10.04	

○ 現 状

昭和50年代から平成16年(2004年)までに多種の施設を整備しており、構造は、体育館は主にRC造、武道施設は主にS造です。合併前に各市町で整備された施設をそのまま新市に引き継いでいるため、類似団体と比較しても保有量が過剰な状況です。また、近年では小中学校の再編により廃校となった体育館を、社会体育施設として用途変更しているものもあるため、施設数は益々増加傾向にあります。また、多くの施設が昭和50年代を中心に整備されており、整備後30年から40年を経過しているため、多くの施設で改修の時期を迎えています。

○ 方 針

本市としてあるべき施設の保有量と適正配置を踏まえた上で、絶対量の削減に努めます。他用途での市による活用が見込めず、廃止の方針を決定した施設のうち、地元等との協議により譲渡が可能なもの、または民間等での活用が見込まれるものについては積極的に譲渡し、それ以外のものについては計画的な除却を行います。一方、存続が必要な施設については適正な使用料を設定し、今後も長期にわたり使用できるよう定期的な点検と計画保全による長寿命化を図ります。

(17) その他の施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	7	733.80	0.23	市営墓地、首石無線中継局、建設倉庫、資材倉庫 豊前街道屋外トイレ、日吉町泉源、金剛常寺泉源
鹿北	3	538.43	0.17	鹿北竹チップ保管倉庫、旧鹿北公民館岳間分室 西岳無線中継局
計	10	1,272.23	0.39	

※行政財産であるものの利用がされていない施設は、その他の施設に分類しています。

○ 現 状

その他の施設のうち旧園舎等は、昭和30年(1955年)から平成20年(2008年)までに整備され、構造は主に木造又はRC造で、倉庫等は主にS造です。

○ 方 針

倉庫等は、利用状況、老朽度、管理運営の効率性を勘案した上で、施設の売却、他施設との集約化、廃止等を検討し総量の圧縮を図ります。

(18) 普通財産

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	施設名
山鹿	9	11,253.02	3.46	旧平小城小学校、旧三岳小学校、旧鶴城中学校 旧山鹿消防署、山鹿ビル団地 シルバー人材センター、サイクリングターミナル スポーツ用具庫(石)、スポーツ用具庫(山鹿)
鹿北	6	2,389.86	0.73	旧岩野保育園、旧広見保育園、旧岳間小学校 鹿北竹学習施設、旧岳間保育園、旧岩野小学校
菊鹿	8	5,791.15	1.78	旧内田小学校 旧寄宿舎(菊鹿中)、旧矢谷分校(旧内田小) 旧山内分校(旧内田小)、旧菊鹿中央保育園 旧内田保育園、A L T住宅、深瀬健康増進施設
鹿本	3	3,197.67	0.98	旧中富小学校、鹿本農機具倉庫、南古閑祭壇倉庫
鹿央	2	591.76	0.18	旧かおう保育園、旧千田保育園
計	28	23,223.46	7.14	

○ 現 状

統廃合により廃校となった施設や、地元等への譲渡を見据えた施設等を普通財産として管理しています。

○ 方 針

廃校施設について、使用可能な施設にあっては、他用途への転換や、地域住民による活用、あるいは民間事業者への貸付・譲渡も含め、幅広い選択肢を持って再利用に努め、結果、利用が見込めない施設に限り計画的な解体を行うこととします。その他の施設については、行政目的を持たない普通財産であるため、積極的に公売するなど財産の有効活用と総量の縮減に努めます。

2 インフラ

(1) 道路

○ 現 状

市民の活動範囲の拡大や産業基盤の発展により拡張されてきた道路については、新たな整備を行う時代から、より機能向上や安全対策を重視した維持・保全への転換を図っています。厳しい財政状況下、市道、農道、林道合わせて全長1,152kmにもなる道路を適切に維持していくための計画的なマネジメントが必要となっています。

○ 方 針

超高齢化社会を間近に迎える中、市民に優しい安全な施設として管理していくことが第一です。日常のパトロールや定期的な調査、測定により、常に施設の状況把握に努めながら、予防保全による適正な管理と費用の縮減を目指します。また、「舗装個別施設計画」などの策定趣旨を踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理に努めていきます。

(2) 橋梁・トンネル・その他構造物等

○ 現 状

市道、農道、林道合わせて631の橋梁、5本のトンネル、3つの側道橋を管理しています。他自治体での事故をきっかけに、全国でインフラの老朽化対策、安全管理

対策が重視されてきており、定期的な点検、診断等を行いながら、安全性の確保に努めています。

○ 方針

道路と同様、常に安全な状態を保ちながら、施設本来の機能を十分に発揮することが求められており、その現状把握と必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、併せて維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、平準化を図ります。

(3) 河川

○ 現状

河川については、179本の準用河川と普通河川の管理を行っています。

○ 方針

巡視や住民情報等により管理対象河川の現状を把握するとともに、災害の発生を抑制する適切な維持管理に努めます。

(4) 上水道

○ 現状

上水道は、15カ所の浄水施設、16カ所の配水施設、及び約300kmの管路を保有・管理しています。市民生活、産業活動に欠かせないライフラインとして、安全・安心な飲用水の安定供給に努めています。

令和2年度に、旧簡易水道を上水道に統合しています。

○ 方針

供給開始から60年以上が経過しており、老朽施設の計画的な更新とともに施設の耐震化を進めていきます。

なお、施設更新にあたっては、将来的な人口減少による水需要・給水収益の減少に対応するため、水道施設の規模の適正化と集約化、更新費用の財源となる水道料金の適正化等、アセットマネジメントに取り組み、持続可能な水道事業の経営に努めます。

(5) 下水道、農業集落排水

○ 現状

公共下水道は、2つの処理区で、1カ所の処理場、3カ所の雨水ポンプ場及び約195kmの管きよを保有・管理しています。また、農業集落排水については、21の処理区で、20カ所の処理場、約269kmの管きよを保有・管理しています。どちらも面的整備は終了し、今後は施設の維持更新が中心となってきますが、公共下水道は供用開始から40年以上が経過していること、農業集落排水は多くの処理施設を抱えていることが施設管理の課題となっています。

○ 方針

公共下水道については、処理場、管きよとも老朽化が懸念されており、「ストックマネジメント計画」に基づき、施設の延命化に資する対策を講じていきます。農業集落排水については、処理施設の機能診断等を踏まえた最適整備構想の策定により、効率的な処理体系を目指します。どちらも施設管理を業者委託で行っているため、当該

業者との連携による施設情報の的確な把握に努め、予防保全による機能維持と経費削減に努めます。なお、人口減少や維持管理費用から見てあるべき使用料の設定を行うなど、適正かつ公平な料金体系を構築するものとします。



第6章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取組体制の確立

公共施設等の管理運用については、本計画及び各個別施設計画を基調とし、検討委員会の意見を踏まえた上で全庁的な意思統一を図りながら進めてきました。その成果として、既存施設の払い下げ等を実行し、財政負担の軽減や収入確保につながっています。

今回の改訂においても、なお一層全ての部署が共通認識を深め、連携した取組を展開していくよう推進体制の強化が必要です。まずは、既存施設の存続を前提とした考え方を捨て、全職員が公共施設等の現状、財政状況を十分に理解した上で、総量の適正化と予防保全への方向転換を図る意識を常に持つために、専門的技術研修や全職員を対象とした研修会等を通じて啓発に努め、公共施設マネジメントのあり方やコスト意識の醸成を図ります。

同時に、全庁にまたがる施設情報の管理・集約、本計画の確実な遂行を確保するための進行管理を総務部財務課で行い、検討委員会を計画の推進、進捗状況、見直しなど、総合的な確認・審議機関として位置付け、施策の浸透と体制の強化を図ります。

2 計画の進行管理と見直し

本計画に掲げる目的をより実践的かつ具現化するための各個別施設計画では、施設の現状のほか、具体的な方向性、目標年度、存続とした場合の改修計画、維持・管理費用の推計等を可能な限り示し、進行管理と状況の変化に応じた見直しを行います。

施設等管理のアクションプランとなるこれら計画を、適正に進行管理していくことで、PDCAサイクルを活用した本計画の評価、見直し、フォローアップや定期的なローリングにつなげていきます。

具体的には、PDCAサイクルで評価対象のもととなる目標（値）が、個別計画の積み上げにより明確になることから、令和3年（2021年）度を初期としておおむね5年ごとにその成果を評価、見直しすることとし、適宜議会への報告や市民への公表を行っていきます。

3 説明責任と情報公開

公共施設等の多くが、直接的な市民サービスを行う機関、施設であることから、その存続、廃止、再編は、市民生活への影響に直結するものです。

そのため、本計画の推進にあっては、市民にわかりやすい形でその問題点、必要性、解決策を協議・説明しながら共有し、山鹿市全体での取組として認識、実現していくものです。

なお、本計画に係る情報については、ホームページを通じて適宜お知らせしていくものとします。

用語説明

用語	説明
ア行	
アクションプラン	目的を遂げるための戦略、基本方針及び実施する具体的な行動内容を示した計画。
アセットマネジメント	公共事業によって作られた社会資本や公共資産(アセット)を効率的に維持、運用(マネジメント)するための技術や管理方法。
RC造	鉄筋コンクリート造。耐久性、耐火性、強度に優れ、経済性に富む構造として中高層建築で多く採用されている。
維持補修費	公共施設等の効用を保存するための経費。施設の補修が適宜かつ適切に行われないと、損傷を早め、後に多額の普通建設事業費を支出する結果を招く。
一定要件農道	市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端(起点及び終点)が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。
一定要件林道	市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端(起点及び終点)が道路法に基づく道路に接続(一定要件林道又は一定要件農道等を介して接続する場合を含む。)し、かつ林道台帳作成済みの道路をいう。
一般財源	用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源。地方税、地方交付税、繰越金などがある。反対に、用途が特定されている財源を特定財源といい、国県支出金、市債、使用料・手数料などがある。
インフラ	インフラストラクチャー(infrastructure)の略。道路、港湾、鉄道、空港といった産業基盤となる施設や住宅、環境衛生、上・下水道、学校、公園などの生活基盤となる施設が含まれる。※本計画においては、道路、橋梁・トンネル、河川、上・下水道を指し、住宅、学校、公園等は含めない。
インフラ長寿命化基本計画	全国のインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を目指し、平成25年(2013年)11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた。将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組みを実行する計画。国・地方ともに定めることを要請されており、地方において定めるものが「公共施設等総合管理計画」となる。
S造	鉄骨造。主要構造部に形鋼・鋼板・鋼管などの鋼材を用いた構造。軽量で粘り強い構造のため、高層建築や大架構建築などに適している。
カ行	
学校規模適正化基本計画	少子化が進む中で、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備・充実を図るため、学校の再編を推進する計画。1次計画:平成21年(2009年)～平成26年(2014年)、2次計画:平成27年(2015年)～令和4年(2022年)
学校規模適正化事業	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、学校規模適正化基本計画に基づき学校規模の適正化(学校の統廃合)を進めるもの。
合併算定特例	「合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という合併特例法の定めに基づくもの。配分額は合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定される。
義務的経費	市の歳出のうち、支出が義務付けられ簡単には削減できない経費。職員・議員などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の償還をするための公債費。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化していると言われる。
公共施設再編整備計画	合併後の全公共施設について、行政目的の観点からそのあり方(利活用)を検討した上で、今後の取扱い方針を定めたもの。平成18年(2006年)に策定し、平成23年(2011年)に「第2次公共施設再編整備計画」として内容の見直しを行っている。
公共施設等	本計画においては、本市が所有する建築物及びインフラ施設を併せたものをいう。具体的には、いわゆるハコモノの他に、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上水道・下水道等)を指す。
公共施設マネジメント	高度成長期に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えることや、人口減少・少子高齢化に伴う財政収支の動向を踏まえ、公共施設を行政経営の観点から総合的かつ統括的、効率的に管理運営・利活用する仕組み。
公債費	市債(地方債)の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
公有財産	地方公共団体が所有する土地・建物等の不動産、地上権、特許権、著作権、株式等をいう。公有財産は、行政財産と普通財産に分けられる。

公有財産の譲渡に係る取扱方針	本市の公有財産の譲渡(売却)に関し、譲渡の方法、譲渡価格及び対象とする財産等について、その取扱方針を定めたもの。平成22年(2010年)度策定、平成29年(2017年)度改訂。
公立保育園・幼稚園再編整備計画	過疎化の進行と少子化に伴う児童数の減少及び地域間格差の広がり等、児童を取り巻く環境の変化に対応するため、子育て支援環境の向上を図ることを目的に策定。計画期間：平成21年(2009年)度～平成25年(2013年)度(前期計画)、平成26年(2014年)度～平成30年(2018年)度(後期計画)
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「都道府県別将来推計人口」、「市区町村別将来推計人口」等を公表している。(略称：社人権)

サ行

財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の通称。地方公共団体の財政が悪化して手遅れにならないよう、財政状況を統一的な基準で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるために、平成21年(2009年)4月に施行された法律。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。財政力指数が1を超えると富裕団体とよび、0.4未満を過疎団体の一要件とするなど、国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。基準財政収入額÷基準財政需要額の過去3年の平均で求める。
市営住宅長寿命化計画	市営住宅に関する個別施設計画。安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防安全的な観点から早期の修繕や改善を行うことにより、住宅の長寿命化、ライフサイクルコストの削減を目指すもの。平成25年(2013年)3月策定。
市債(地方債)	市が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって借り入れる資金のことで、いわゆる市の借金をいう。
自主財源	市が自主的に収入しうる財源。市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などがある。自主財源の割合が高いことは、使途決定を自主的に行える状況を指しているため、一般にその割合が高いことが望ましい。
実質公債費比率	自治体の収入(税収や交付税)に対する負債返済(公債費)の割合。通常3年間の平均値を使用。18%以上だと新たな借入れに国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借入れを制限される。
指定管理者制度	公の施設の管理に、民間の手法や能力を活用しつつ、市民サービスの向上及び経費節減を図ることを目的に、平成15年(2003年)の地方自治法の一部改正によって導入された制度。
社会資本整備計画	合併協議時に策定した新市建設計画の着実な推進と財政の健全化の両立を図るため、財政状況、社会情勢の変化等を考慮して、合併後の主要な社会資本整備の方針を定めたもの。計画期間：平成22年(2010年)度～平成26年(2014年)度(1次計画)、平成27年(2015年)度～平成31年(2019年)度(2次計画)、令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度(3次計画)
集約化	同一又は類似の用途(機能)を有する複数の施設を一つの施設にまとめること。
将来負担比率	自治体の一般会計など財政規模に対し、将来負担すべき実質的な負債の割合を示したもの。市町村単位では、この数値が350%を超えると早期健全化団体となり、自治体は財政再生計画をまとめなければならない。
新市建設計画	合併市町の建設計画を総合的かつ効果的に推進することを目的に、合併協議の中で策定された計画。合併からの10年を計画期間としている。
新耐震基準	建物が地震の振動に耐え得る能力を定めるもの。現在の基準は昭和56年6月1日以降の建築確認において適用され、以前の耐震基準と区別するため、新耐震基準と呼ばれている。震度6強から7に達する地震でも倒壊しない建物であることとして建築基準法で定められている。
ストックマネジメント	既存の構造物や施設(ストック)を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。施設の必要性、老朽度を判定したり、改修時の費用、効果等を踏まえ、改修、用途変更、解体等を適格に判断し、長期的な管理費用を低減しようとする際に重要となる。
生産年齢人口	総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、15歳から64歳までの人口で、労働力の中核をなす人口。

タ行

第2次山鹿市総合計画	本市のまちづくりにおける最上位計画で、「人輝き飛躍する都市やまが」を将来都市像として位置づけ、「人を創る」「経済を創る」「住み続けたいまちを創る」の3本柱をまちづくりの基本姿勢として、平成28年度(2016年)からの10年を計画期間としている。
第3次行政改革大綱	本市を取り巻く社会経済環境の変化に適格に対応すべく、積極的な行政改革に取り組むもの。平成29年(2017年)度からの5年を推進期間としている。

第3次財政構造改革大綱	本市が将来にわたり、市民サービスの維持・向上を図っていくために、持続可能な行財政改革を進めていくうえでの基本的な考え方や取組内容を取りまとめたもの。平成29年(2017年)度からの5年間を推進期間としている。
地方交付税	全国の住民が、どこでも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税を財源とすることが定められている。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。
長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら耐用年数を伸ばすことという。
定住自立圏共生ビジョン	中心市と周辺市町村が連携・協力することで、圏域全体の活性化を図ることを目的に協定を結び形成される「定住自立圏」において、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載したもの。中心市が策定し公表する。平成22年(2010年)度策定。
ナ行	
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口をいう。発展途上国ではこの数値が高く、逆に先進国では低くなる傾向がある。
ハ行	
PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。
PPP	公共サービスの提供に民間が参画することで、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、公設民営方式、さらには包括的民間委託、自治体業務の外部委託等も含まれる。
複合化	利用用途(機能)が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめること。
普通会計	公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたもので、一般会計を中心として、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したもの。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等の公共又は公用施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。
普通財産	市の財産のうち、公用財産(庁舎や消防施設など市が直接使用する財産)又は公共用財産(学校、図書館、公民館、市営住宅、公園等)を行政財産といい、それ以外の公有財産を普通財産という。
包括的民間委託	民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件としつつも、その手法については民間に任せる、いわゆる性能発注の委託方式。
舗装個別施設計画	道路種別に応じた効率化かつ合理的な維持管理を行うことで、今後集中すると予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減を目指すもの。令和2年(2020年)度策定。
ヤ行	
山鹿市地域防災計画	地域の保全、市民の生命及び財産を災害から保護することを目的として、市が災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係る事務、業務に關して総合的に定めた計画。
山鹿市長期人口ビジョン	本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するもので、総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置付けられる。平成27年(2015年)度策定、令和元年(2019年)度改訂。
山鹿市総合戦略(第2次)	山鹿市長期人口ビジョンで示した人口の将来展望を実現するため、令和元年(2019年)までの5年間の目標や取組の方向性として、「やまがの戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出」「やまがの地で生み育て・くらしやすい地域を創る」の2つの基本目標のもと実現に向けて具体的な施策を掲げたもの。令和元年(2019年)度策定。
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで、機能の保持や回復を図る管理手法という。
ラ行	
ライフサイクルコスト	施設の計画、設計費、工事費等の初期投資(イニシャルコスト)と、その施設の保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費(ランニングコスト)、さらに解体処分まで加えた、建物にかかると生涯コスト。
類似団体	国が国勢調査をもとに、人口と産業構造の2要素の組み合わせによってグループ化した自治体。規模の似ている全国他市との比較をする場合に利用される。